

【資料3】

網掛け部分が、概ねの案からの主な変更部分

松山市子ども・子育て支援事業計画（案）

松 山 市

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	3
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	
1 子どもをめぐる状況	5
2 これまでの子ども・子育て支援の取り組み	9
3 人口等の見通し	10
4 子育てに関する意識の現状	13
第3章 計画の基本的な考え方	
1 めざす姿	18
2 基本理念	18
3 基本方針	19
第4章 施策の展開	
1 施策体系	21
2 基本方針での基本施策と取り組み・事業	22
基本方針1 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実	22
基本方針2 地域での子育て支援の充実	24
基本方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	31
基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備	35
基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備	40
基本方針6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	43
基本方針7 子どもの安全の確保	46
基本方針8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	49
基本方針9 経済的な支援の推進	52
第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み	
1 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実	54
2 地域子ども・子育て支援事業の充実	67
3 子ども・子育て支援の推進方策等	85
第6章 計画の推進に向けて	
1 市民及び関係団体等との連携等	89
2 計画の進捗状況の管理・評価	89
資料編	91

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

このような中、国では「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策を推進してきました。しかし、出生率の低下は続いており、1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成17年に1.26と過去最低を更新しました。以後、横ばいもしくは微増傾向が続いていますが、平成25年時点では、1.43と依然低い水準で推移しています。このため、子どもを安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、より必要とされています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、松山市では、平成17年3月に「子どもの視点の尊重」、「すべての子どもと家庭の支援」、「社会全体での子育ての支援」を基本理念とする「前期まつやま子育てゆめプラン」を策定しました。さらに、平成22年には、前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「後期まつやま子育てゆめプラン」を策定し、地域での子育て支援や子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などに努めてきました。

そうした中、平成24年8月、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、公布されました。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度では「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしています。

本計画は、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況、課題を整理し、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度を推進するための事業計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、松山市が平成 27 年 4 月から進めていく子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」とします。また、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする松山市次世代育成支援行動計画（後期まつやま子育てゆめプラン）を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。なお、この計画の中で、「子ども」とは、概ね 18 歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、国の動向や市の現状を踏まえるとともに、これまでの市の取り組みとの継続性を保ち、同時に様々な分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、松山市の子ども・子育て支援事業を着実に推進していくために、行政のみならず、市民一人一人をはじめ、各家庭や学校・地域・職場など、社会全体で積極的に取り組みを推進するものです。

3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、松山市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度	36 年度
(第 1 期計画期間)									
					(第 2 期計画期間)				

4 計画の策定方法

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した地域行動計画（以下、後期まつやま子育てゆめプラン）に記載して実施している施策の評価等を行い、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）の実施結果を踏まえて、総合的に目標設定を行いました。また、計画策定の段階から、松山市子ども・子育て会議にて審議を行い、子どもの保護者や事業関係者及び学識経験者などからの意見も取り入れて計画づくりを進めました。

（1）ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育及び乳幼児期の保育に対するニーズ等を把握するため、小学校就学前児童及び小学校児童（小学1～4年生）の中から無作為に抽出した世帯を対象に、平成25年11月19日～12月13日の期間、「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■「松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の概要

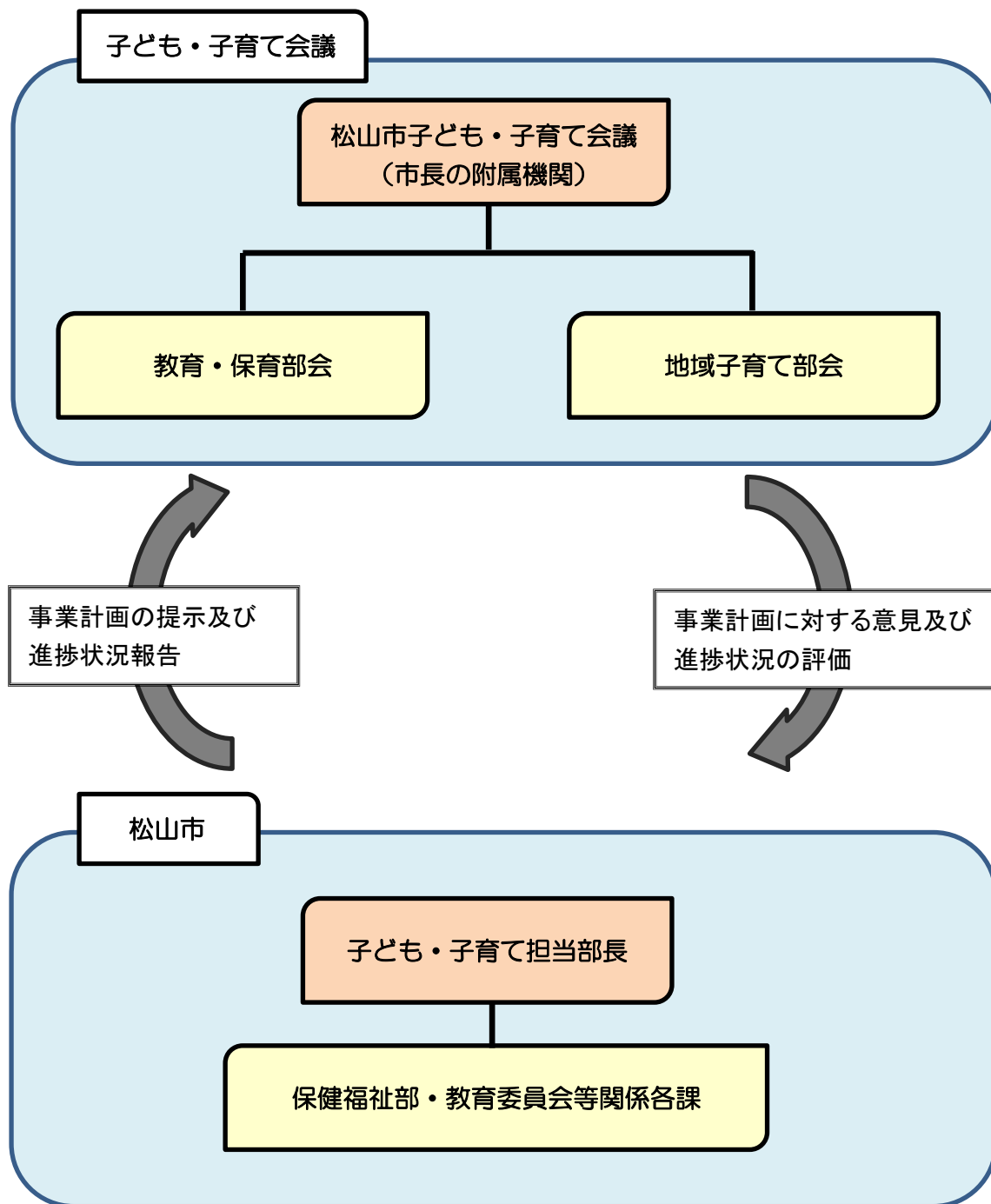
調査対象	小学校就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	5,000世帯	5,000世帯
調査方法	郵送配布一郵送回収	
回答数 (有効回答数)	2,901 (2,899)	2,875 (2,869)
回収率	58.0%	57.4%
全体回収率	57.8%	
調査時期	平成25年11月19日～平成25年12月13日	
調査地区	市内全域	

（2）策定体制

事業計画の策定過程では、子どもの保護者、幼稚園や保育所等及び子育て支援事業に従事している事業関係者、学識経験者からなる「松山市子ども・子育て会議」を設置し、その会議の中で審議を行い、パブリックコメント（意見公募手続）を経て作成しました。

なお、事業計画の策定にあたり、庁内では、保健福祉部と教育委員会をはじめとした関係各課との連携を図るとともに、平成26年度からは「子ども・子育て担当部長」を配置するなど、推進体制を強化しました。

■策定体制のイメージ



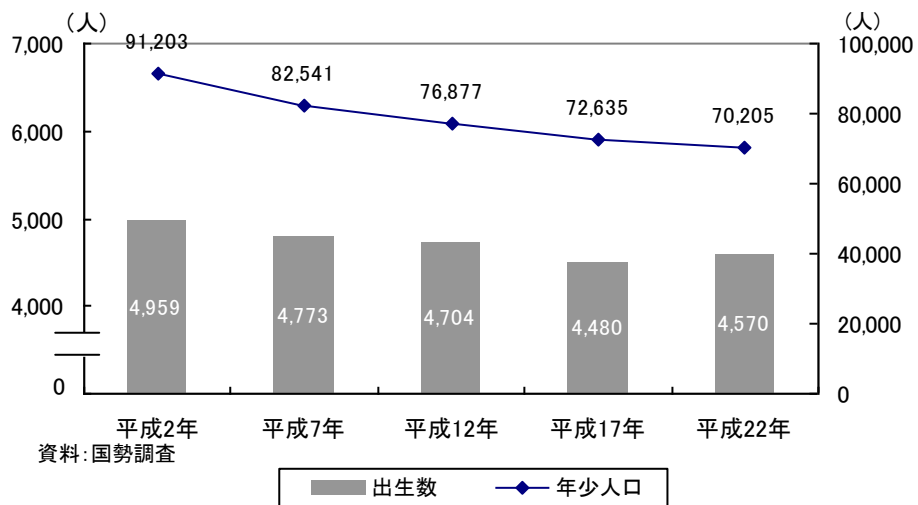
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 子どもをめぐる状況

(1) 出生数

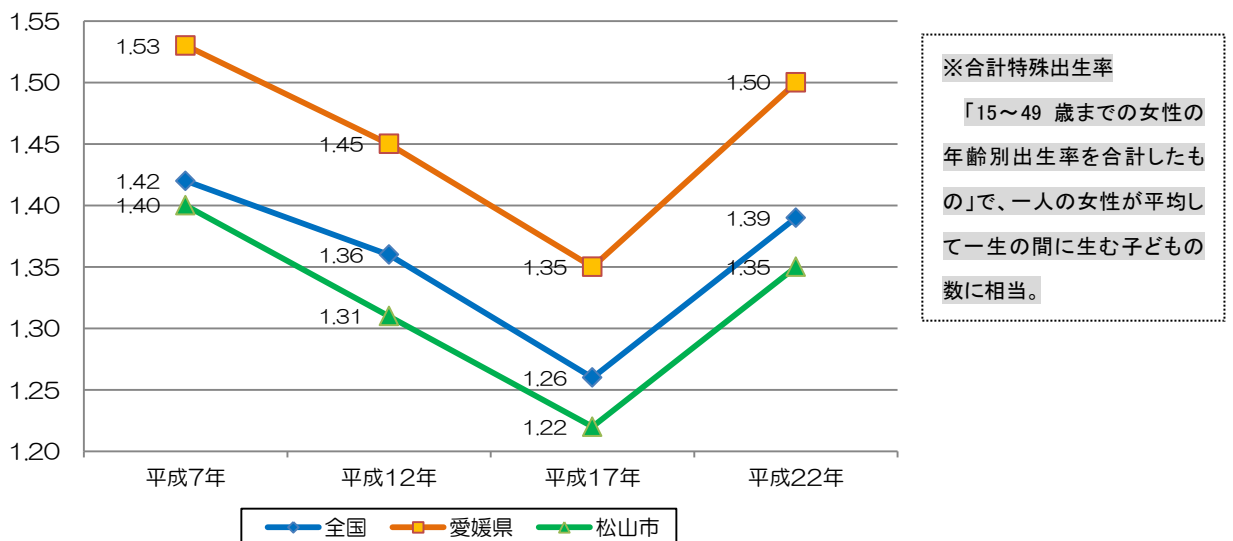
松山市の出生数は平成2年には4,959人と5千人近くいましたが、平成22年には4,570人と徐々に減少し、平成24年には4,524人となっています。また、14歳以下の年少人口は平成2年には91,203人と9万人を超えていましたが、平成22年には70,205人、平成25年には、69,620人と7万人を割り込むまで減少しています。

出生数と年少人口の推移



(2) 合計特殊出生率

松山市の合計特殊出生率は全国及び愛媛県の平均よりも低く、平成17年に1.22と最低を記録しましたが、その後は上昇し、平成22年には1.35、平成25年には1.36となっています。



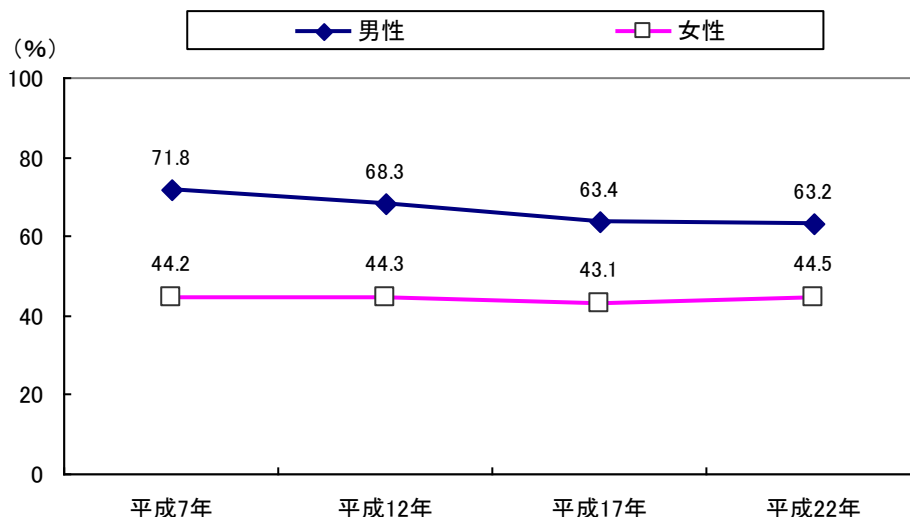
資料: 全国及び愛媛県、厚生労働省人口動態統計 松山市、松山市保健所人口動態統計

※平成12年以前は、旧北条市、旧中島町の出生率を含まない

(3) 就業率

就業率は、男性の就業率が平成7年から平成22年にかけて緩やかに下降しているのに対して、女性の就業率は、ほぼ横ばいか微騰で推移しています。

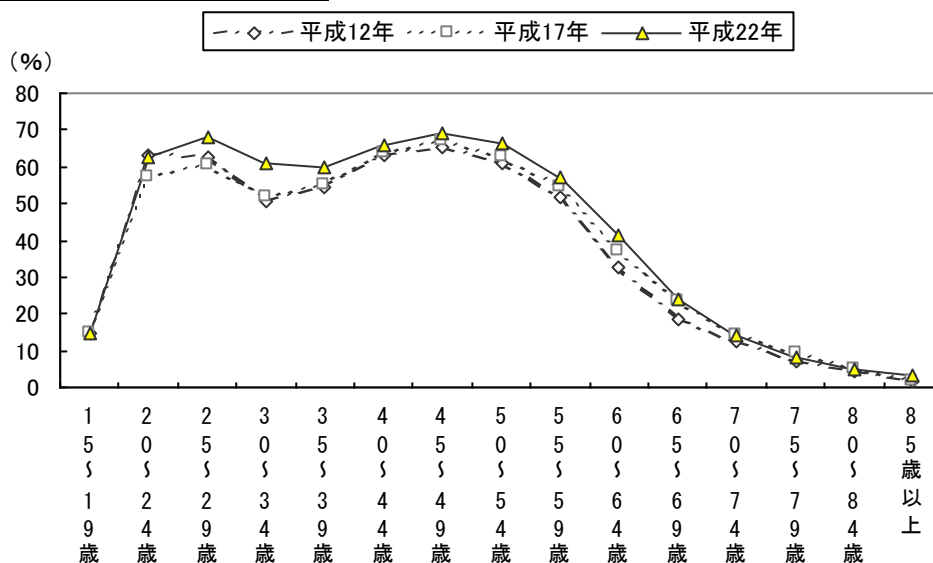
男女別の就業率の推移



資料: 国勢調査

また、女性の年齢別就労割合は、25～29歳にピークを迎え、その後結婚や出産、子育て期に就業率は減少し、その後、子育てが落ち着く45～49歳にかけて、再び増加するいわゆるM字型曲線を示しています。最も底となる30～34歳をみると、平成12年は50.8%でしたが、平成22年には60.9%と上昇し、M字型の曲線もなだらかになり、子育て世代の女性の就業率が、上昇していると言えそうです。

女性の年齢別就業割合の推移



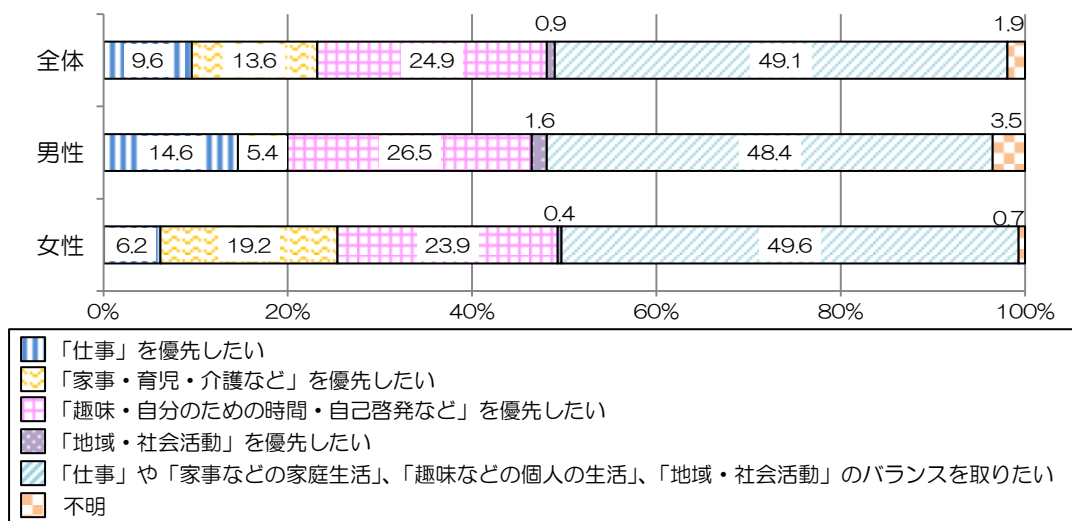
資料: 国勢調査

(4) 仕事と日常生活のバランス

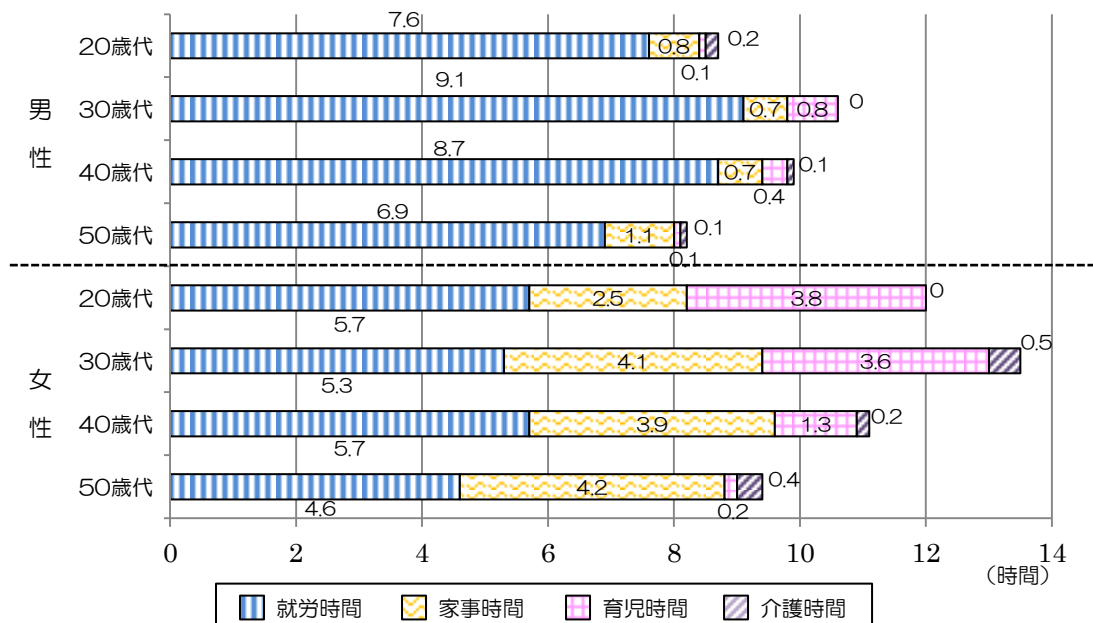
松山市民の意識は、仕事と家庭生活・個人生活・社会活動のバランスを取りたいとの意見が約半数を占めています。

しかしながら、実際の生活時間は、男性は仕事中心で、家事・育児に関する時間が、わずかとなっているのに対し、女性は、仕事のほか、家事・育児にも時間を費やしている状態です。特に、子育て期の20歳代及び30歳代の女性については、1日24時間のうち半分以上を占めています。

日常生活で優先したいと希望する活動



1日あたりの時間の使い方



資料：(財)松山市男女共同参画推進財団 平成23年3月

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する市民及び事業所意識調査報告書」

(5) 就学前児童の状況

松山市の平成26年度小学校就学前児童数は、26,837人です。年齢別に認定こども園や幼稚園及び保育所などの利用状況をみると、0歳では1割、1歳から2歳では、3割程度の子どもが保育所や認可外保育施設を利用しています。3歳から5歳では、幼稚園の利用が多くなっています。

平成26年度小学校就学前児童の状況

(単位：人)

年齢	児童数	認定こども園	構成比	幼稚園	構成比	保育所	構成比	認可外保育施設	構成比	その他	構成比
0歳	4,270	43	1.0%		0.0%	207	4.8%	75	1.8%	3,945	92.4%
1歳	4,474	167	3.7%		0.0%	919	20.5%	264	5.9%	3,124	69.8%
2歳	4,530	161	3.6%		0.0%	1,105	24.4%	241	5.3%	3,023	66.7%
3歳	4,501	714	15.9%	2,382	52.9%	1,089	24.2%	131	2.9%	185	4.1%
4歳	4,557	677	14.9%	2,564	56.3%	1,129	24.8%	149	1.6%	204	2.3%
5歳	4,505	680	15.1%	2,521	56.0%	1,138	25.3%				
合計	26,837	2,442	9.1%	7,467	27.8%	5,587	20.8%	860	3.2%	10,481	39.1%

(資料)

- ・幼稚園は、学校基本調査及び学校実態調査(※市外児童含む)
- ・保育所は、保育・幼稚園課4月1日入所児童数調べ(※市外児童含む)
- ・認可外保育施設は、地域保育所状況調べ(※市外児童含む)
- ・認定こども園は、幼稚園機能部分は学校実態調査(幼保連携型・幼稚園型)、保育所機能部分は保育・幼稚園課4月1日入所児童数調べ(幼保連携型・保育所型)、地域保育所状況調べ(地方裁量型)(※市外児童含む)

注) 認定こども園の保育所機能部分、保育所及び認可外保育施設は4月1日現在
認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園は5月1日現在

(6) 待機児童の状況

厚生労働省が定義する保育所の待機児童数について、平成21年から平成25年にかけて、ほぼ横ばいでしたが、平成26年には、0人になりました。

待機児童数の推移

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
待機児童数	45	37	39	25	40	0

注) 各年4月1日現在

2 これまでの子ども・子育て支援の取り組み

(1) 『後期まつやま子育てゆめプラン』を振り返って

後期まつやま子育てゆめプラン 平成24年度評価結果					
松山市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会					
評価基準 5・・・計画に比して特に成果の顕著な事業 4・・・計画を上回る成果の認められる事業 3・・・計画どおりの成果が得られた事業(定型的な事業が執行された場合を含む) 2・・・計画を下回る成果しか認められない事業 1・・・計画に比して特に成果の得られなかった事業 0・・・計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施 -・・・もともと事業の実施が計画されていなかったため、評価不能					
No.	事業名	担当課	H24目標	H24実績	評価点数
1	通常保育事業(施設整備)	保育課	65箇所 5,995人	66箇所 6,175人	4
2	延長保育事業	保育課	59箇所 1,065人	61箇所 1,300人	4
3	休日保育事業	保育課	12箇所 125人	12箇所 125人	3
4	夜間保育事業	保育課	2箇所 40人	1箇所 20人	3
5	一時預かり事業	保育課	34箇所 340人	33箇所 330人	2
6	特定保育事業	保育課	32箇所 160人	31箇所 155人	2
7	病児・病後児保育事業	保育課	3箇所 12人	2箇所 8人	2
8	地域子育て支援拠点事業(センター型)	保育課	15箇所	15箇所	3
9	市立保育所の民間委託	保育課	12園	10園	2
10	乳児保育事業	保育課	45箇所	45箇所	3
11	ショートステイ事業	子育て支援課	230日	325日	4
12	地域子育て支援拠点事業(ひろば型)	子育て支援課	5箇所	5箇所	3
13	放課後児童健全育成事業 【児童クラブ】	子育て支援課	67箇所	64箇所	3
14	養育支援訪問事業	子育て支援課	要支援児童等に対する適切な対応	599件 (延べ3,048件)	3
15	児童館等管理運営(整備)事業	子育て支援課	8箇所	7箇所	2
16	ファミリー・サポート・センター事業	市民参画 まちづくり課	2,200人	2,464人	4

※担当課は、当時の課名

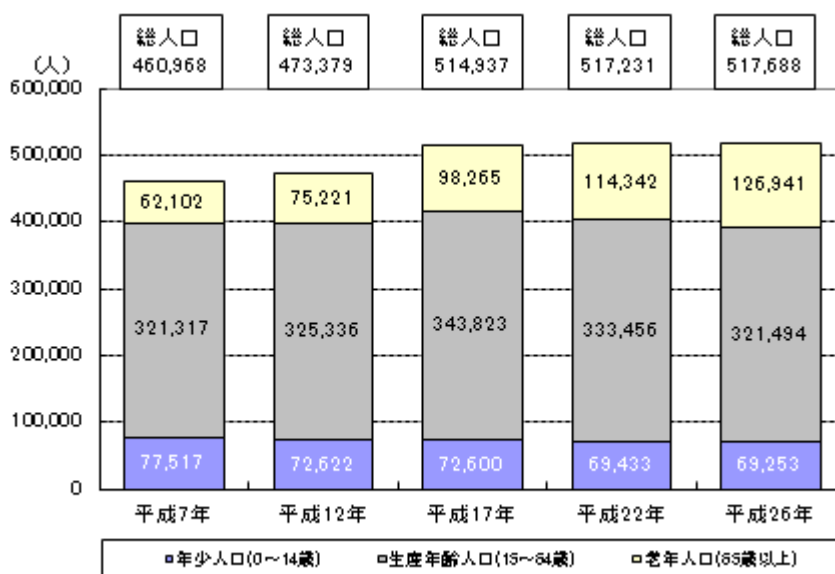
3 人口等の見通し

(1) 人口の推移

松山市の人口は、平成26年10月1日現在、517,688人と、平成7年以降増加傾向が続いていましたが、増加の割合は緩やかになっています。

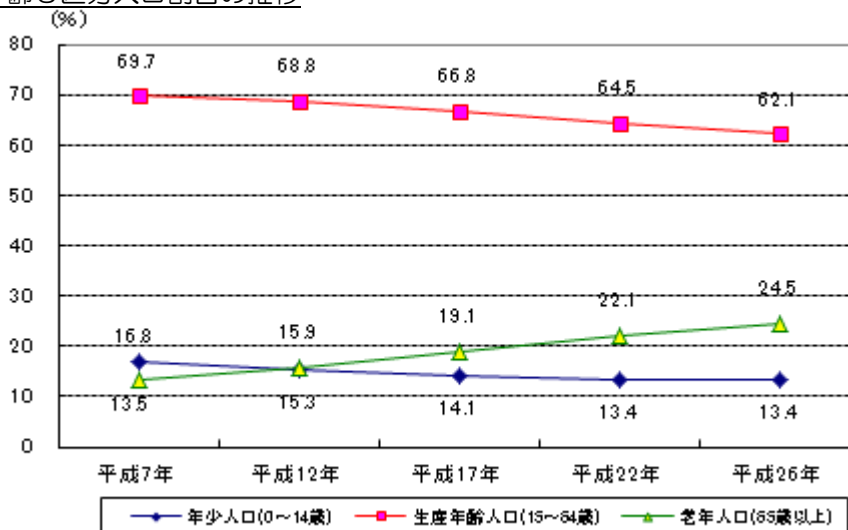
また、年齢3区分人口の推移をみると、年少人口は平成7年から現在まで減少が続いていて、生産年齢人口も平成12年以降減少が続いています。一方で老年人口は平成7年以降一貫して増加しており、平成26年の総人口に占める割合は24.5%となっています。

年齢3区分人口の推移



※平成7年～平成17年総人口は区分不明人口を含む(平成7年32人、平成12年200人、平成17年249人)
 ※平成7年、12年は北条市、中島町を含む

年齢3区分人口割合の推移

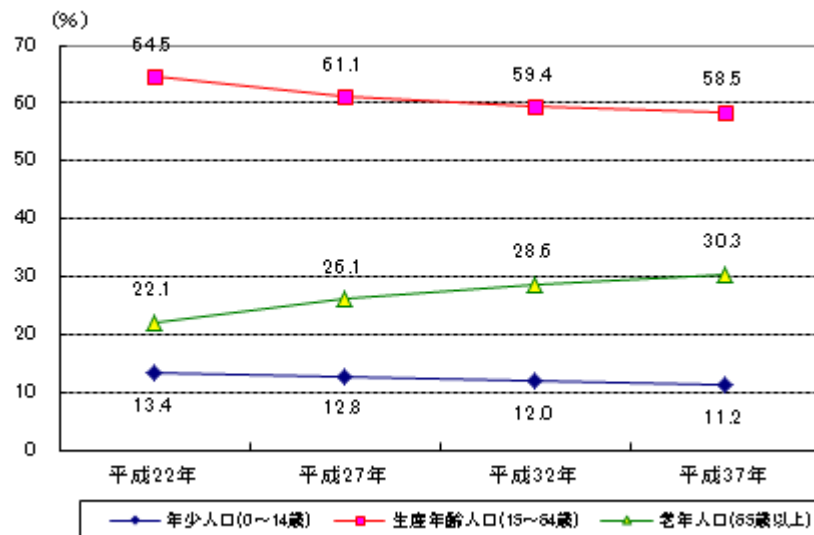
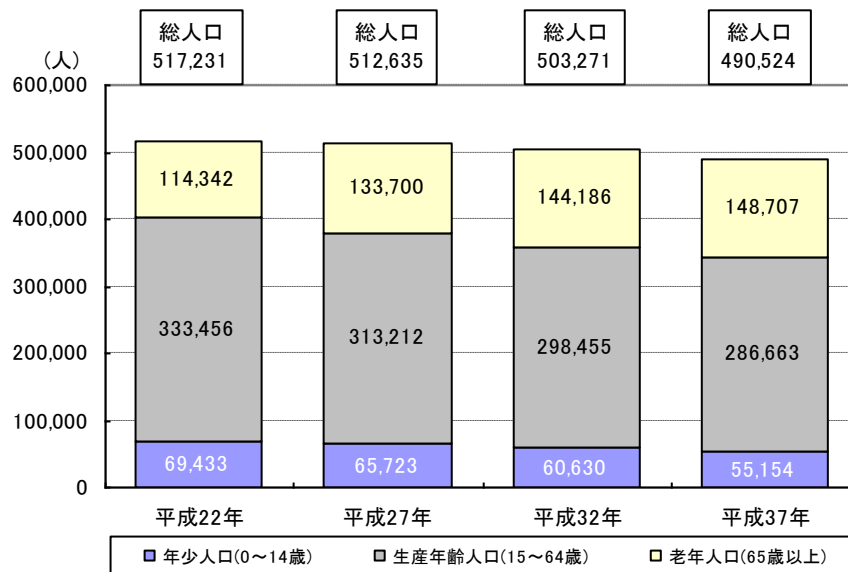


資料:平成7年～平成22年 国勢調査(各年10月1日現在:区分不明人口を含む)
 平成26年 住民基本台帳人口(10月1日現在)
 ※平成7年、12年は北条市、中島町を含む

(2) 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口をみると、松山市の総人口は今後減少が続き、平成32年には503,271人になると推計されています。また、年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は引き続いて減少が続きますが、老年人口は増加が続くと見られ、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

推計人口と年齢3区分人口（比率）の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(2013年3月推計)」

(3) 推計児童人口

松山市の11歳以下の人口は今後も減少傾向が続き、平成31年には53,160人になると推計されます。なお、11歳以下の人口が減少しますが、総人口の減少も予想されるため、当面、総人口に対する割合は10.6%程度で推移するものとみられます。

推計児童人口（比率）の推移

(単位：人)

区 分	現 状	推 計				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童人口(0~11歳)	54,530	54,241	53,788	53,546	53,505	53,160
(総人口比)	10.6%	10.6%	10.5%	10.5%	10.6%	10.5%
0歳	4,270	4,251	4,231	4,212	4,193	4,174
1歳	4,474	4,353	4,333	4,313	4,294	4,274
2歳	4,530	4,471	4,350	4,330	4,310	4,291
3歳	4,501	4,520	4,461	4,340	4,320	4,301
4歳	4,557	4,509	4,528	4,469	4,348	4,328
5歳	4,505	4,566	4,518	4,537	4,478	4,357
0-5歳	26,837	26,670	26,421	26,202	25,943	25,724
6歳	4,602	4,510	4,572	4,524	4,543	4,483
7歳	4,613	4,607	4,515	4,576	4,528	4,547
8歳	4,352	4,633	4,626	4,534	4,596	4,548
9歳	4,585	4,367	4,649	4,642	4,550	4,612
10歳	4,835	4,605	4,386	4,669	4,662	4,569
11歳	4,706	4,851	4,619	4,400	4,684	4,677
6-11歳	27,693	27,572	27,367	27,345	27,562	27,436

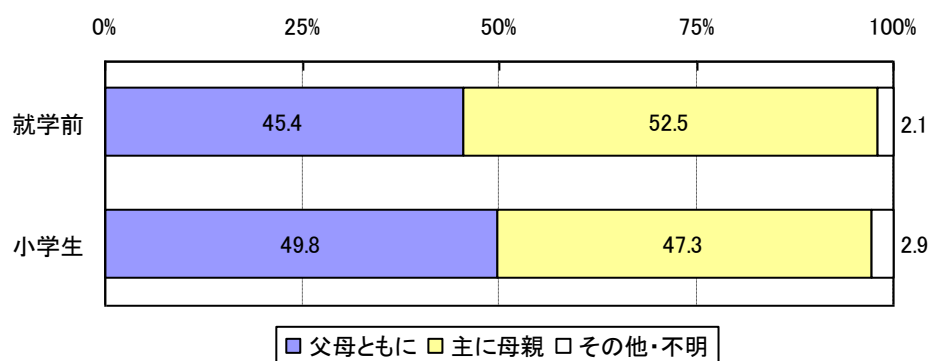
平成17年～平成26年までの住民基本台帳人口(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

4 子育てに関する意識の現状

(1) 子育てに関する意識

「子育てを主に行っている」という意識については、就学前児童、小学生ともに「父母ともに」と「主に母親」が、ほぼ同程度となっています。母親の割合が高く、子育てを母親が担っている様子が伺えます。

子育ての主な担い手

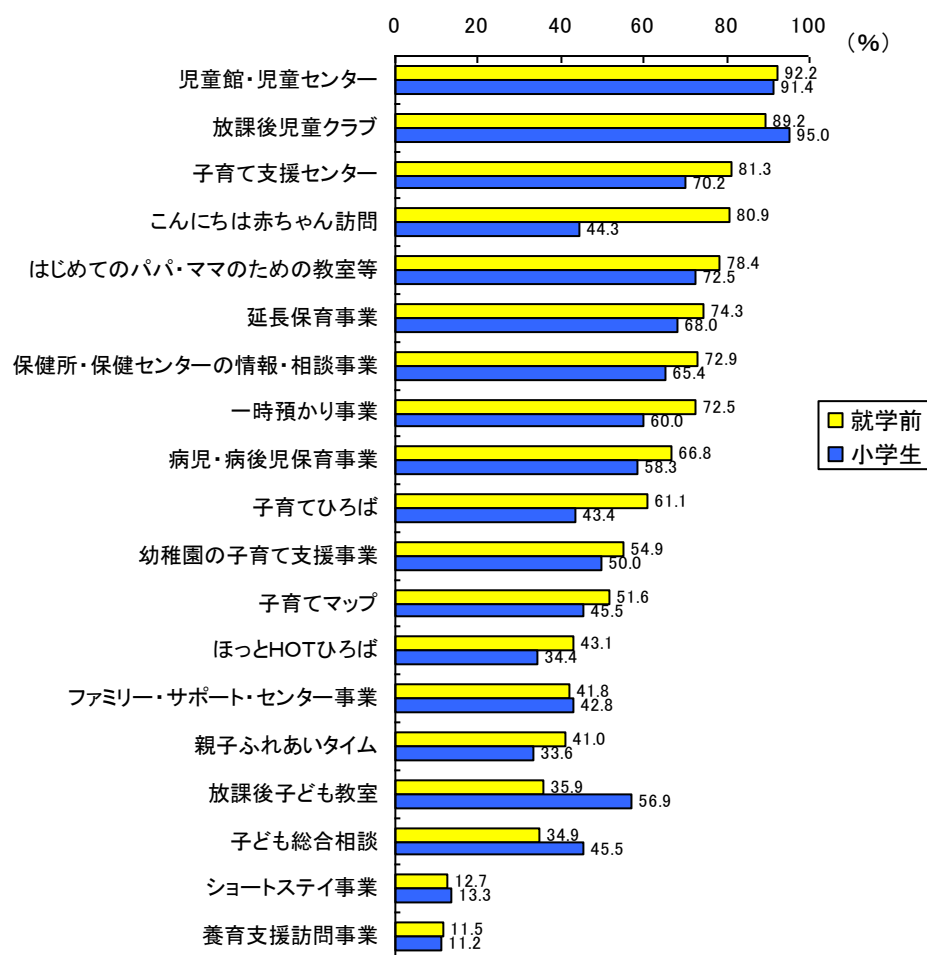


資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(2) 子育て環境の総合評価

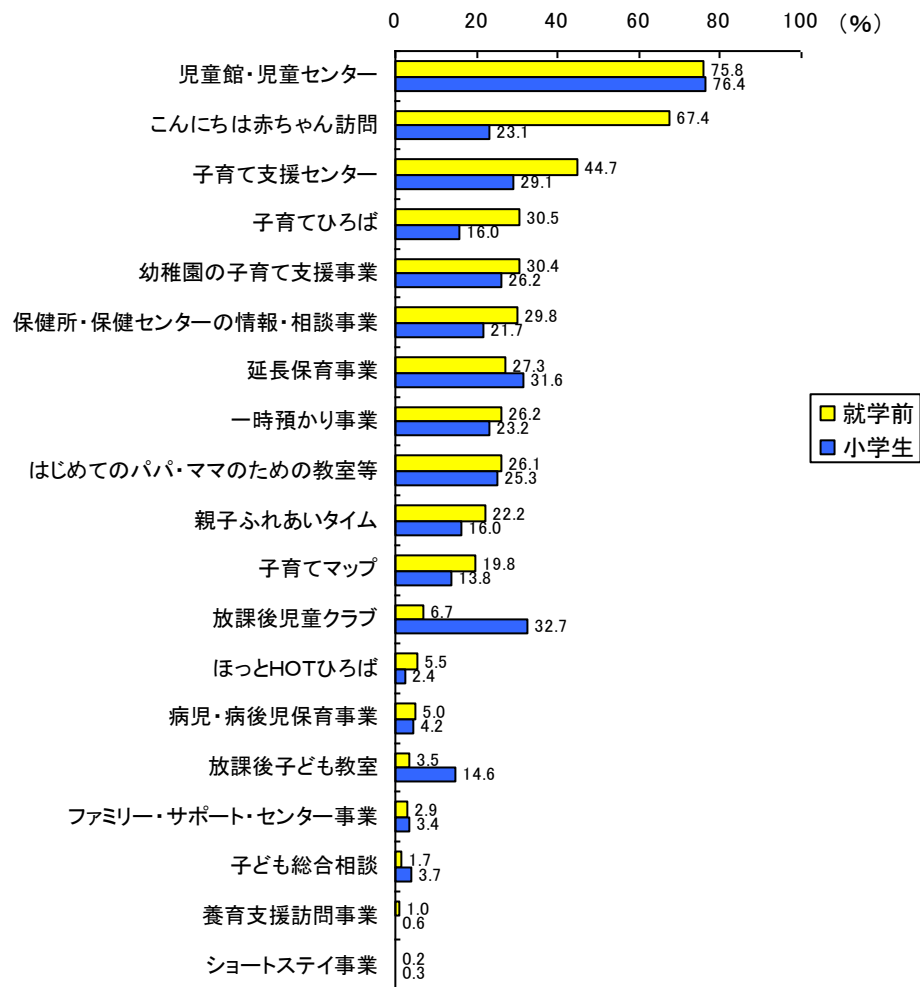
①各種子育てサービスの認知度・利用経験・今後の利用希望

各種子育てサービスの認知度



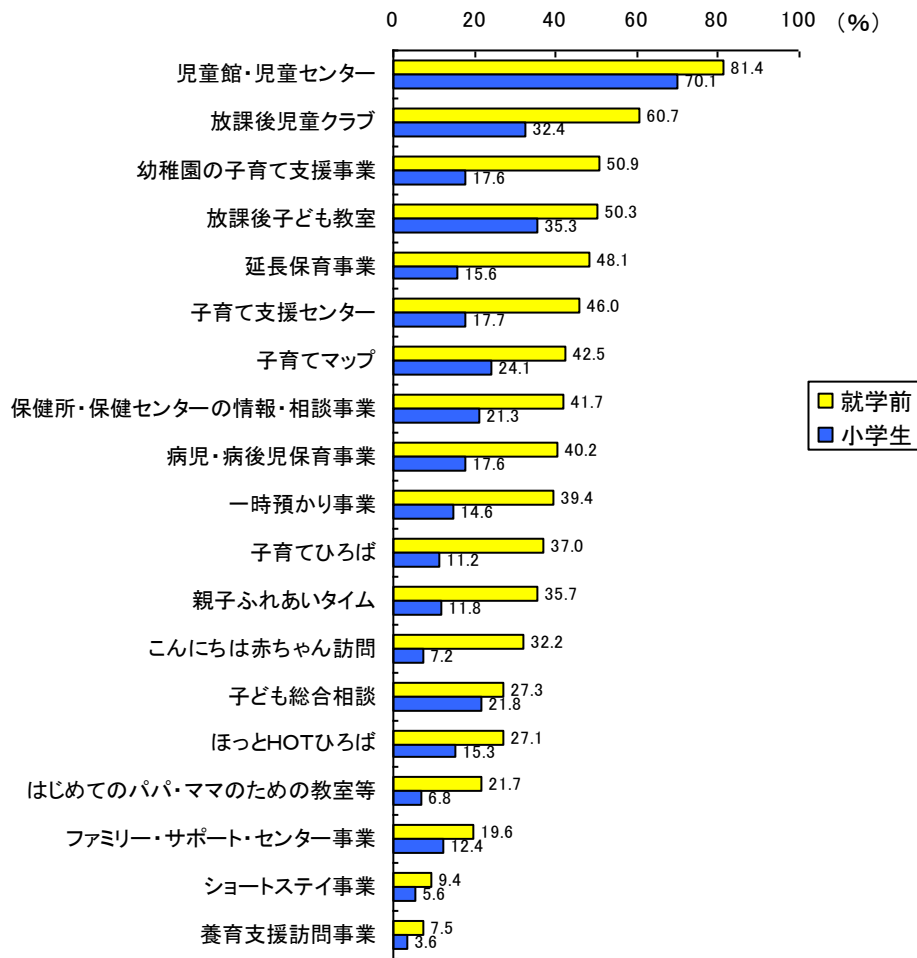
資料: 松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

各種子育てサービスの利用実績



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

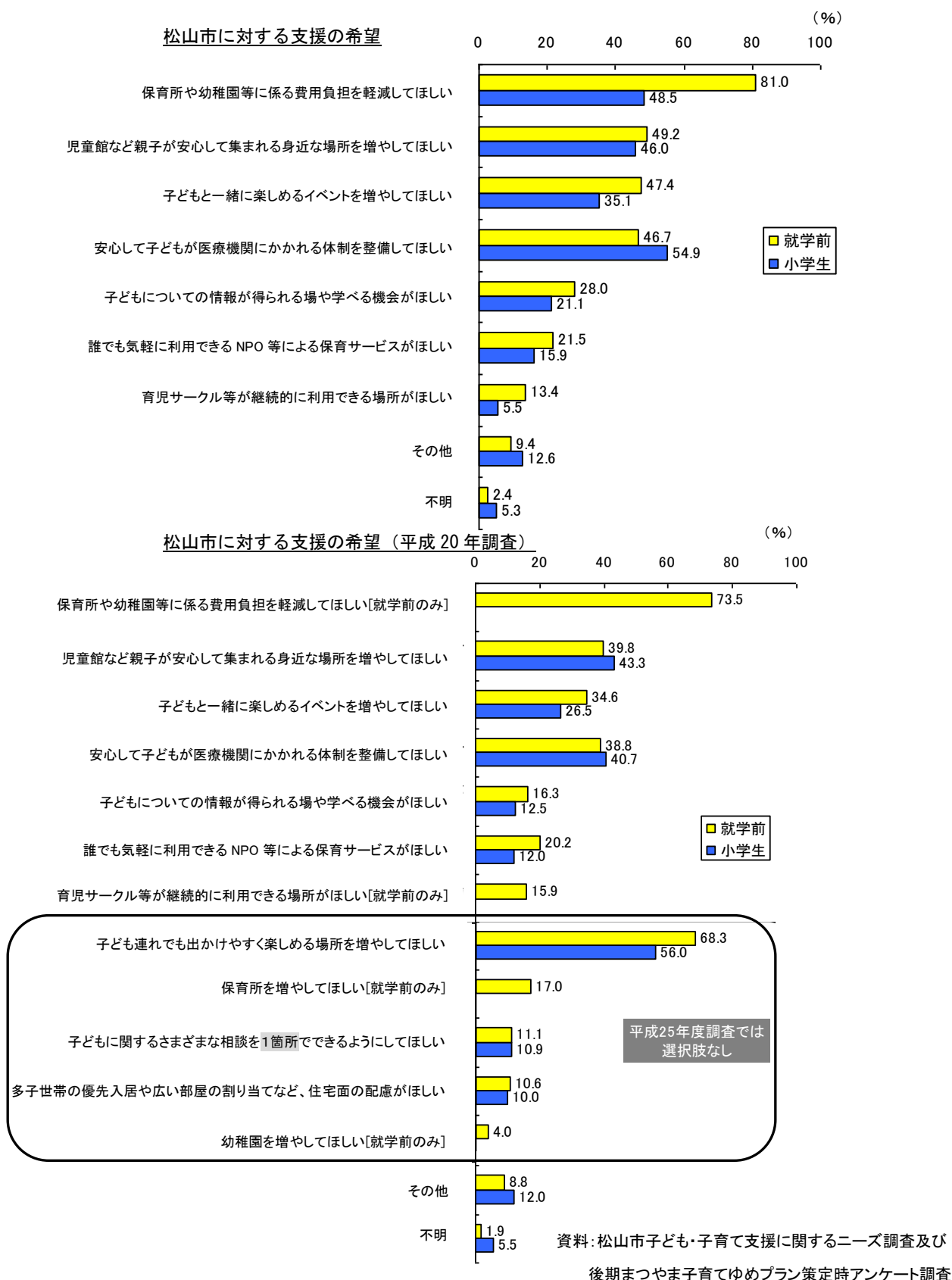
各種子育てサービスの利用希望



資料：松山市子ども・子育て支援に関するニーズ調査

(2) 松山市に対する支援の希望

⇒ 平成20年調査との比較にて掲載



第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿

核家族化や就業する女性の増加、地域のつながりの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増えていることが懸念されています。また、少子化に伴い子ども同士のふれあいの機会も減少し、こうした環境の変化は、子どもの健やかな成長に大きな影響を与えると推測されます。

このような状況の中、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識のもとに、行政のみならず、家庭や地域、関係機関・団体、職場など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会全体が子育てについて理解を深め、子どもを未来の希望と捉えることが必要です。

本計画では、後期まつやま子育てゆめプランでの事業計画で目指してきた「社会全体で取り組む子育て支援」の方向性を継承し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保と業務の円滑な実施を図り、「すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち」をめざす姿に位置付けて、次の基本理念を定めます。

2 基本理念

1 子どもの視点を尊重します

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2 すべての子どもと子育て家庭を支援します

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるように、教育・保育環境等の整備を図ります。また、子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、これまでの子育てと仕事の両立支援のみでなく、家庭で子どもを見ている保護者を含めた、すべての子育て家庭への支援を行います。

3 社会全体で子育てを支援します

「後期まつやま子育てゆめプラン」を継承し、子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるために、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などが連携して、社会全体で子育てを支援していきます。

3 基本方針

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭に関わる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の9つの基本方針を設定し、それらを9つの柱として総合的に施策を推進します。

(1) 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

少子高齢化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、安心して子どもを預けることができる、認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育や家庭的保育など、さまざまな保育事業も拡充し、質を確保した上で、教育・保育環境の整備を図ります。

(2) 地域での子育て支援の充実

従来の認定こども園、幼稚園、保育所等の施設だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てを行う保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、その他「放課後児童クラブ」など、地域のさまざまな子育て支援の充実を図ります。

(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

子どもの健やかな心身の確保は、妊娠・出産・育児の各ステージでの、きめ細かな支援によって達成されます。

また、社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健医療サービスの提供などを関連分野や関係団体と連携して推進します。

(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、“生きる喜びが実感できる人づくり”のため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境及び保育環境の整備を推進します。また、家庭の教育力を高めるため、親として学習する機会の提供にも努めます。

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯を考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。安心して子育てができるまちづくりを推進し、すべての人々が地域社会の中で、健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を推進します。

(6) 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化していることから、男女が協力して働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図ります。また、企業に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できるよう制度整備について、啓発や情報提供を積極的に推進します。

(7) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪及び災害等の被害から守り、安全を確保するためには、警察をはじめとする関係機関・団体や地域が一体となって協力し、安全体制・防犯体制を整備する必要があります。

地域の実情に即し、子どもの視点に立った交通安全対策や犯罪被害防止活動とともに、災害発生時などの緊急時にも対応できる取り組みを推進します。

(8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質の向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化等を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど、子育ての悩みや経済的な負担感がみられることから、子育てに関する相談体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に成長し、教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図ります。

これらの特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

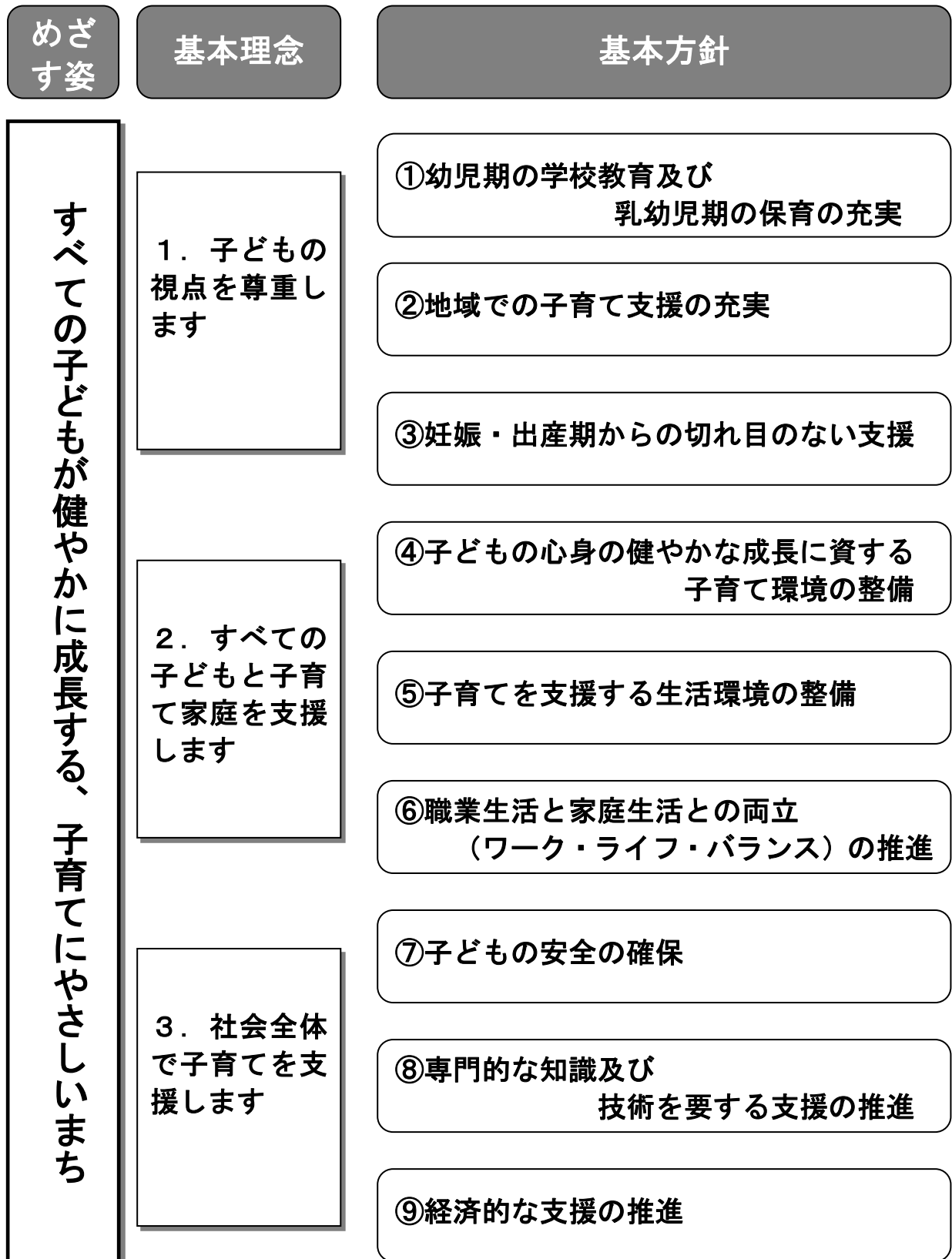
(9) 経済的な支援の推進

妊娠・出産から乳幼児期、少年期に至るまで、子育てに必要な費用は教育、保育、医療等多分野にわたり、子育てに関する経済支援はニーズが多い分野の一つで、特に、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭などは、より経済支援を必要としています。

このような状況を受けて、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的とする各種支援を推進します。

第4章 施策の展開

1 施策体系



2 基本方針での基本施策と取り組み・事業

基本方針1 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

◆◇推進施策◇◆

【1-1】幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

子育て家庭の生活実態や意向を十分に踏まえた教育・保育環境の整備を図ります。

施設型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
認定こども園	保育・幼稚園課	就学前の子どもに関する教育・保育や地域での子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の設置が推進されるよう支援します。また、認可保育所整備と併せて、必要な入所定員の確保に努めます。	0歳～小学校就学前
幼稚園	保育・幼稚園課	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。	満3歳～小学校就学前
保育所	保育・幼稚園課	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。また、事業計画に基づき、認可保育所整備を推進するなど、必要な入所定員の確保に努めます。	0歳～小学校就学前

地域型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
家庭的保育	保育・幼稚園課	家庭的保育者が、居宅等のさまざまなスペースで、家庭的な雰囲気のもと、少人数（5人以下）の保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満）を対象に保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めていきます。	原則として 0歳～満3歳未満
小規模保育	保育・幼稚園課	都市部等で増加する満3歳未満児の保育需要への対応や人口減少地域等で保育基盤の維持を図るため、保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満）を対象に、定員6人以上20人未満の比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気、保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めていきます。	原則として 0歳～満3歳未満

居宅訪問型保育	保育・幼稚園課	<p>保育を必要とし、障害や疾病等により集団保育が著しく困難と認められる乳児・幼児を対象に、その乳児・幼児（原則として満3歳未満）の居宅で1対1を基本とする保育を実施する事業です。子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、地域のニーズに応じて計画的に整備を進めていきます。</p>	<p>原則として 0歳～満3歳未満</p>
事業所内保育	保育・幼稚園課	<p>企業が主として従業員の仕事と子育ての両立支援策として設置する事業所内保育施設で、その従業員の子どもや地域の子どもで、保育を必要とする乳児・幼児（原則として満3歳未満）を保育する事業です。子ども・子育て支援新制度では、新たに市町村の認可事業として位置付けられ、企業の意向や地域のニーズに応じて、計画的に整備を進めていきます。</p>	<p>原則として 0歳～満3歳未満</p>

基本方針2 地域での子育て支援の充実

◆◇推進施策◇◆

【2-1】地域での子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行うため、地域での様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て支援事業に関する情報提供等を推進します。

地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
利用者支援事業	保育・幼稚園課	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。	妊娠期～小学校就学前
一時預かり事業	保育・幼稚園課	保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、幼稚園、保育所などで保育を行います。	0歳～小学校就学前
延長保育事業	保育・幼稚園課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。	0歳～小学校就学前
病児・病後児保育事業	保育・幼稚園課	認定こども園・幼稚園・保育所等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に預かります。	0歳～小学3年生
地域子育て支援拠点事業	保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談センター事務所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）	子育て支援課	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、計画的に専用施設の新築や増改築の整備を行い、量と質の向上に取り組みます。また、国の「放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。	小学生
子育て短期支援事業	子育て支援課	保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後も広報紙等によって周知に努め、利用を促進します。	18歳未満の子ども及び緊急一時保護の母子

養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	子ども総合相談センター事務所	養育支援が必要でありながら自主的に支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。（要支援児童等に対する適切な対応）	0歳～18歳
妊婦一般健康診査事業	健康づくり推進課	妊婦一般健康診査（一部公費負担）を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。広報紙やホームページへの掲載、チラシの配布等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。	妊婦
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	健康づくり推進課	生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は訪問員（母子保健推進員等）が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	生後4か月未満の乳児のいる家庭
ファミリー・サポート・センター事業（育児）	子育て支援課	子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」両者のあつ旋等を行います。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。また、より安全な援助活動を行うため講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。	生後6か月の乳児～小学生
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育・幼稚園課	子ども・子育て支援新制度での支給認定子どもが、特定教育・保育等を利用した際の給食費や教材費・行事費等の実費負担分について、生活保護世帯等に対し、費用助成を行います。	0歳～小学校就学前
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保育・幼稚園課	地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規の事業者が円滑に、新制度で保育所、小規模保育事業等での保育等事業に参入できるよう必要な支援を行います。	保育等事業への新規参入者

地域子ども・子育て支援事業以外の事業

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子育て支援総合コーディネート事業	子ども総合相談センター事務所	多様な子育て支援サービスに関する情報を一元的に把握し、関係機関と連携をもちながら、情報提供、サービス利用の利便性向上及び円滑化等を図ります。また、保健師、保育士等の職員及び、関係機関を対象に、より専門性を高め、関係機関との連携を強化するため、研修会等を開催し、スキル向上を図ります。	0歳～18歳
子ども総合相談	子ども総合相談センター事務所 教育支援センター事務所	教育・福祉両部門の子どもに関する相談支援機能を集約し、「松山市子ども総合相談」を設置しています。子どもに関するさまざまな問題や悩みを1箇所ですべて相談することができます。今後も相談体制の充実や職員のスキル向上を図ります。	0歳～18歳
子育て支援サービス利用料の助成	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育や送迎などの子育て支援サービス利用料を助成します。また、ひとり親家庭（児童扶養手当受給者）を対象に助成額を増額します。	ファミサポ：生後6か月から小学生までの子どもがいる保護者 シルバー人材：1歳から小学3年生までの子どもがいる保護者
子育て情報の周知	子育て支援課	子育て情報を冊子、ウェブサイト、メール等さまざまな方法で周知します。民間事業者とも連携・協力して行政だけでは届けにくい場所にも情報を届けるよう努めます。	概ね20歳までの子どもと子育て家庭
家庭・子育て相談室	子育て支援課	家庭での児童の健全育成の指導（家庭児童相談及び父子相談）、婦人の保護更生指導（婦人相談）、母子家庭・寡婦の身上相談や自立に必要な指導・助言（母子相談）を行います。	ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性
子育てサロンの運営	地域学習振興課	子育て中の親子が気軽に公民館や分館に集い、会話や情報交換をすることで、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する子育てサロンを運営します。	0歳～小学校就学前

【2-2】保育サービスの充実

施設型保育給付、地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業以外で、休日保育、夜間保育等の多様な保育需要に応じて、利用しやすい保育の提供を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
休日保育事業	保育・幼稚園課	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、日曜日・祝日の保育を行います。地域のニーズを検証しながら、実施施設の拡大を検討します。	0歳～小学校就学前
夜間保育事業	保育・幼稚園課	夜間でも保育を必要とする子どもに対し、保育を行います。地域のニーズを検証しながら、実施事業者の拡大を検討します。	0歳～小学校就学前
乳児保育事業	保育・幼稚園課	乳児を保育施設にて保育します。景気の低迷等による共働き世帯の増加に伴い、乳児の保育ニーズは高まっていることから、今後も事業の拡大と質の向上に努めます。	1歳未満
保育教諭及び保育士の研修事業	保育・幼稚園課	各種研修会への職員派遣及び研修会の開催により、保育教諭及び保育士の知識及び技能の向上を図ります。	0歳～小学校就学前
一時預かり事業 【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-1】参照	0歳～小学校就学前
公立保育所の民間委託	保育・幼稚園課	民間活力の活用によって、より一層の利用者ニーズにこたえるとともに、中長期にわたり安定した新たな保育の供給システムの構築を図ります。	0歳～小学校就学前
地域保育所(認可外保育施設)施設運営補助事業	保育・幼稚園課	地域保育所(認可外保育施設)への補助事業により、保育の提供支援と、入所児童の健康・福祉の向上に努め、継続的に支援を行います。	0歳～小学校就学前
認証保育所制度の運用	保育・幼稚園課	地域保育所(認可外保育施設)のうち、一定の基準を満たした施設を「認証保育所」として松山市が認証し、運営費等の補助や、保護者への保育料補助を行うなど、乳幼児がより良好な環境で保育を受けることができるよう、保育水準の向上に努めます。	0歳～小学校就学前
事業所内保育施設の設置推進	保育・幼稚園課	現在、事業所内保育施設を設置・運営する事業所に対し、設置費及び運営費の補助を行っています。今後についても、継続的に支援を行います。	0歳～小学校就学前
保育園庭芝生化事業	保育・幼稚園課	保護者・子ども・地域で協働する中で、公立保育所園庭に芝生を植え育て、地域でのよりよい子育て環境を形成するとともに、子どもの豊かな感性の醸成とコミュニケーション能力の向上を図ります。なお、平成26年度までに、公立保育所8園の芝生化を行っています。	0歳～小学校就学前

【2-3】児童の健全育成

地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりや、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取り組みを推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童遊園地・公園整備事業	子育て支援課 公園緑地課	地域の安全な遊び場を確保するため、児童遊園地及び公園を設置しています。定期的に遊具等の安全点検を実施します。	児童遊園地：概ね小学校低学年まで 都市公園：全年齢
児童館等管理運営事業	子育て支援課	児童館及び児童センターを市内7箇所に設置しています。各施設で引き続き各種事業を実施し、地域の児童の健全育成を図ります。	0歳～18歳
育児相談事業	保育・幼稚園課 子ども総合相談センター事務所	認定こども園、公私立の幼稚園及び保育所や地域子育て支援センターでは、専門性を有する職員等の相談事業を実施するとともに、地域の関係機関との連携や協力体制を強化し、保護者に適切な情報を提供します。「子ども総合相談センター事務所」では、子育て親子の交流の場の提供、相談、講習の実施、関連情報の提供等を行っていきます。	0歳～18歳
親子ふれあい事業	教育支援センター事務所	親子でさまざまな体験・学習活動等を行うイベントを開催します。親子のふれあい・参加者の交流を深めながら、家庭教育や生涯学習について考える機会を持ち、異年齢交流やボランティアの意識の向上を図ります。	小・中学生とその保護者
公民館元気活力支援事業	地域学習振興課	公民館や各地域活動に必要な職員の配置や経費を負担し、また地域住民のニーズに即した講座や地域課題解決のための活動を行い、その中で青少年を対象とした学習機会の提供や子どもを持つ親にポイントを置いた学習などを実施します。また、公民館活動の紹介や地域情報を発信することにより、地域に密着した円滑な公民館運営を行い、元気で活気に満ちた人づくり・地域づくりを推進します。	全年齢
野外活動センター運営事業	文化・スポーツ振興課	青少年の健全育成を図るため、野外活動センターの自然や施設を生かし、季節に応じた様々な野外活動を体験する機会を提供します。	全年齢

放課後子ども 教室運営事業	地域学習振興課	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。また、国の「放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組み、平成31年度末までに、全小学校区の半数程度で一体型の放課後子ども教室の整備を目指します。	小学生
子ども育成事 務事業(子ども 育成条例関係)	教育支援センタ ー事務所	子どもを育成するための施策を総合的に推進するため、まつやま子ども育成会議を運営します。また、子どもたちが自らの意見や考えを出し合い、市に対して提案等を行う「まつやま子ども会議」のあり方について検討します。さらに、子ども育成条例やまつやま子どもの日の趣旨等の普及啓発を図るため、まつやま子どもの日及びまつやま子ども週間には、各種事業を実施します。	全年齢
青少年センタ ー施設管理事 業	教育支援センタ ー事務所	施設を利用する個人及び団体が、年間を通じて利用できる環境整備、受付等の管理運営業務を実施しています。青少年の交友と研さんの「場」と「機会」を提供し、社会性豊かな青少年の健全育成を図ります。	小学生を除く 12歳以上35 歳未満
不登校対策総 合推進事業	教育支援センタ ー事務所	教育総合相談、訪問交流型不登校対策、パソコンを使った学校復帰支援、適応指導教室の運営などにより、不登校児童生徒への学校復帰や社会的自立に向けたさまざまな支援を行います。	18歳未満
問題行動等対 策事業	教育支援センタ ー事務所	児童生徒の問題行動等について、教師や関係機関と連携を図りながら、児童生徒やその保護者とのかかわり、生徒指導面等への支援や自立支援教室の運営を行います。	18歳未満
おはなし会事 業	中央図書館 事務所	乳幼児・児童を対象としたおはなし会を、市立図書館各館で実施するとともに、市立幼稚園を会場に出前おはなし会を開催するほか、保健所では初妊婦を対象にした絵本講座を開催します。また、おはなしボランティア養成講座などを開催し、ボランティアの育成や普及に努めます。	全年齢
幼年少年消防 クラブ育成事 務	消防局警防課	幼年消防クラブ加入園及び少年消防クラブ加入校を対象に、「1日消防学校」や「みんなの消防フェスタ」への参加等を通じて防火防災についての学習を実施します。今後も児童の防火・防災意識の啓発に努めます。	小学生以下
児童クラブ運 営事業(放課 後児童健全育 成事業)【再 掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	小学生

【2-4】公共施設等の活用や世代間交流の促進

公共施設や商店街の空き店舗等の活用、また、地域の高齢者等の参画による世代間交流の促進等を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
いきがい交流センターしみず管理運営事業	高齢福祉課	小学校の余裕教室を活用し、高齢者の生きがいづくりの場として「地域交流事業」などを実施し、高齢者と児童の交流を行っています。また、「ふれあい教室」などを開催し、地域福祉の拠点として福祉・学習コミュニティの形成と融合を図ります。	主に小学生
親子ふれあいコミュニティ広場事業	保育・幼稚園課	市立幼稚園の園庭を開放し、親子で楽しく過ごす時間と場所を提供します。親・子・教師がともにいろいろな遊びを楽しんだり、子育て相談をしたりする中で、子どもの成長を感じ、育児の意欲を喚起するとともに、育児不安の解消、保護者同士のつながりを広げる機会としていきます。また、私立幼稚園の同種事業の周知にも努めます。	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
商店街空洞化対策事業	地域経済課	商店街振興組合等と連携して、商店街の空き店舗を活用した住民の福祉又は利便向上につながる教育文化事業や社会福祉事業を通じて、高齢者・若者・子育て世帯等のコミュニティ形成を図る事業を推進します。	商店街関係団体
地域活動クラブ事業	子育て支援課	みらいクラブ(レクリエーションやボランティア活動を通じて地域の子育て応援団として活動している団体)を支援することにより、地域に根ざした子育て支援活動を推進します。	概ね小学生以下

基本方針3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

◆◇推進施策◇◆

【3-1】子どもや母親の健康の確保

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健での健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
1歳6か月児健診	健康づくり推進課	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に集団健診及び内科診察を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。今後も、個人通知や広報掲載等により受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。	1歳6か月～2歳未満
3歳児健診	健康づくり推進課	3歳～4歳未満の幼児を対象に問診、身体計測、診察、歯科健診、育児相談等を行い、幼児の健康の保持増進を図ります。今後も個人通知や広報掲載等により受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。	3歳～4歳未満
はじめてのパパ・ママのための教室	健康づくり推進課	妊娠20週～35週の初妊婦と夫を対象に、お風呂の入れ方の実習や講演を行い、妊婦、出産及び育児についての正しい知識の普及に努めます。夜間、休日に実施し、夫が参加しやすい環境づくりに努めます。	妊娠20週～35週の初妊婦と夫
はじめてのママのための教室	健康づくり推進課	妊娠16週～35週の初妊婦を対象に歯科講演、絵本・母乳育児に関する講話、赤ちゃん人形を使用した実習を実施します。また、座談会を設けて、妊婦同士の交流の場となるように取り組んでいきます。	妊娠16週～35週の初妊婦
赤ちゃん相談	健康づくり推進課	乳児の健康状態を観察し、保護者の育児不安の解消に努め、乳児の健やかな発育・発達を促すため、相談・指導を行います。保護者のライフスタイルの変化に伴う相談の多様化や、参加者数の増加等、状況に合わせた改善を行います。	1歳未満の乳児とその保護者
妊婦一般健康診査事業【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【2-1】参照	妊婦
乳児一般健康診査	健康づくり推進課	3～4か月の乳児及び9～10か月の乳児を対象に、出生届の受付時に乳児一般健康診査受診票を交付し、医療機関にて個別健康診査を行います。今後も継続して受診勧奨を行います。	3～4か月及び9～10か月の乳児

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【2-1】参照	生後4か月未満の乳児のいる家庭
予防接種	保健予防課	予防接種法で定められた各予防接種の啓発や実施を行うことにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。	生後2～90か月（ワクチンにより異なる）
乳幼児を持つ親のための救命講習	消防局警防課	乳幼児を持つ保護者を対象に、心肺蘇生法、応急手当、AEDの取扱い、救急車の適正利用等を内容とする講習を行います。今後も乳幼児の救命手当等の普及啓発に努めます。	乳幼児を持つ保護者
パパ・ママ救命講習	消防局警防課 健康づくり推進課	妊産婦の夫婦対象に、保健師による新生児・乳児の身体的特徴についての講義と救急隊員等による心肺蘇生法、AEDの取扱い、気道異物除去等を内容とする講習を行います。	妊産婦とその夫
不妊治療費助成事業	健康づくり推進課	特定不妊治療等を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、指定医療機関での治療に要した費用の全部又は一部を助成します。	該当要件に合致した夫婦

【3-2】「食育」の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
在園児・保護者に対する食育事業	保育・幼稚園課	認定こども園、幼稚園、保育所で「食育計画」を作成し、給食会議の実施、野菜や果物の栽培・収穫体験、親子クッキング、食育に関する保育参観、アレルギー食等に関する個別相談を実施します。また、調理体験、地域の高齢者等との交流等を行うとともに、「松山市食育推進計画」に基づき関係機関と連携を図りながら食育の推進を行います。	0歳～小学校就学前
地域の子育て家庭に対する食育事業	保育・幼稚園課	「松山市食育推進計画」に基づき、地域子育て支援センター・地域等の関係機関が連携し、保育所以外の子育て家庭を対象に、食に関する講習会、離乳食等食に関する情報発信、個別の栄養相談を実施します。	0歳～小学校就学前の子どもを持つ保護者

まちの食育講座	健康づくり推進課	各地域で、幅広い世代を対象に、栄養士や食生活改善推進員による講習と調理実習を行います。正しい食事のあり方、知識の普及、郷土料理の伝承等栄養の情報を発信し、健康づくりを支援します。	全年齢
栄養相談事業	健康づくり推進課	管理栄養士等が食べ物・栄養に関する相談や食事指導等を行います。離乳等の食事に関する個別相談も行っています。乳幼児期から思春期を通して発達段階に応じた具体的な指導を行い、栄養・食生活等の情報提供なども実施していきます。	全年齢
子どもの食物アレルギー講座	健康づくり推進課	子どもの食物アレルギーについて、正しい情報や知識を提供し、不安や悩みが軽減できるよう支援をします。	全年齢
モグモグ離乳食講座	健康づくり推進課	赤ちゃんの初めての食事である離乳食を、実際に見たり食べたりすることで、子どもの成長に伴った進め方を知ることができる講座を実施します。	妊婦～生後8か月児までの保護者
学校給食での食育推進事業	保健体育課	「よりよい学校給食推進実施計画」に基づき、食育の推進に努めます。また、栄養教諭等を中心として、学校現場での食育推進体制の充実を図るとともに、家庭での食育を推進するため、関係団体と連携して親子体験型食育イベントを引き続き実施します。	市立幼稚園児、小・中学生

【3-3】思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識の涵養や、タバコやアルコール、薬物、思春期の心の問題に係る教育及び、相談事業の充実等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
思春期健康教育	健康づくり推進課 保健予防課 医事薬事課	思春期の児童・生徒の身体・心の変化や性感染症等について伝えるとともに、妊婦体験や子育て体験を行う機会の提供及びタバコやアルコール、薬物に関する情報の提供や、これらに関する相談事業を実施します。また、思春期にかかわる教職員や保護者に対して講演会等を開催します。	思春期の児童・生徒及び保護者等

【3-4】小児救急医療の充実

乳幼児から小児等の急な発病に対応できるよう、小児救急医療について、関係機関と連携を図り体制の維持に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
小児の一次救急医療の確保	医事業事課	松山医療圏内の開業医・勤務医の協力を得て、21時から翌朝8時までの間、松山市急患医療センターに小児科医を配置し、夜間の小児救急医療を確保するとともに、休日については松山市医師会が運営する休日診療所に対して支援を行うことで休日の救急医療を確保しています。	0歳～中学生
小児救急医療体制の整備	医事業事課	松山医療圏内3市3町（松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町）が運営に関して応分の負担を行い、小児の急病患者へ応急処置を行う一次救急医療（松山市急患医療センター・松山市医師会休日診療所等）と、入院・手術等が必要な重症患者に対応する小児二次救急医療を整備し、症状に応じた救急医療の確保を行っています。なお、直接生命にかかわる重篤な救急患者を収容・加療する三次救急医療には、県立中央病院救命救急センターが対応します。	0歳～中学生
小児救急医療の適正受診に向けた啓発事業	医事業事課	幼稚園や保育所等で、乳幼児を持つ保護者を対象とする「小児救急医療啓発出前講座」を実施し、小児救急医療体制の現状や、救急医療機関の上手な利用方法、自宅で行うことができる応急的な処置について説明等を行い、「救急医療機関の適正な利用の仕方」について啓発を行い意識の向上を図ります。	0歳～小学校就学前の子どもを持つ保護者
消防救急体制の充実	消防局警防課	湯山救急出張所、久谷救急出張所、救急車搭載型消防救急艇等の適正な運用により消防救急体制の充実を図ります。	全年齢

基本方針4 子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備

◆◇推進施策◇◆

【4-1】次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野で連携を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
男女共同参画事業	市民参画まちづくり課	企業、NPO、地域など、あらゆる主体が協働しながら、男女が家事や育児・介護に共に取り組み、家族みんなが尊重しあって家庭が築けるよう、公開講座による普及啓発を行うとともに、男性の家事・育児参加を促すイベントを行います。	全年齢
男女共同参画に関するパンフレット配布	市民参画まちづくり課	市民や子どもを対象とした、男女共同参画を普及・促進するための啓発資料を作成し、男女の家事参加や仕事と家庭のバランスなどについて啓発に努めます。	全年齢
親子ふれあい事業【再掲】	教育支援センター	推進施策【2-3】参照	小中学生とその保護者
親子ふれあいコミュニティ広場事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-4】参照	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
はじめてのパパ・ママのための教室【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【3-1】参照	妊娠20週～35週の初妊婦と夫
はじめてのママのための教室【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【3-1】参照	妊娠16週～35週の初妊婦

【4-2】子どもの生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備

すべての子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境及び保育環境等の整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
学習アシスタント活用支援事業	学校教育課	学習アシスタントを各小中学校が主体的に活用することにより、児童生徒の基礎・基本と確かな学力の定着を図ります。	小・中学生

特色ある学校づくり事業	保育・幼稚園課 学校教育課	幼児・児童・生徒や地域の実態に即して、市立の各幼稚園・学校の創意工夫を生かした教育活動の開発、教育環境の充実、学習支援など、地域の資源や人材を有効活用しながら特色ある学校づくりを推進し、子どもたちが自ら学び自ら考える力などの生きる力の育成を目指します。また、小学校外国語活動の円滑な実施と、地域人材の活用を支援します。	3歳～中学生
通学区域の弾力的運用	学校教育課	新入学生とその兄弟を対象とした隣接校区選択制により、教育委員会が指定した学校よりも近い隣接校を選択できる機会を設け、通学距離、通学の安全性等、現在の校区制による問題点に対応しています。また、全市域選択制の小中学校9校ではそれぞれの特色を生かした学校づくりを展開します。	小・中学生
教職員研修事業	学校教育課	教職員の資質向上を図るために、地域の特色と学校のニーズを踏まえた中核市研修を実施しています。今後は、教育研究所の機能を拡充した松山市教育センター（H28年度開設予定）を拠点とし、愛媛大学教育学部との連携等による質の高い研修の提供など一層多様なメニューによって教育専門職としての児童生徒を理解する能力や豊かな思考力を高める学習指導力など教職員の資質・指導力向上につながる研修を実施します。	小・中学校教職員
危機管理マニュアルの作成 （幼稚園・学校）	保育・幼稚園課 学校教育課	市立の各幼稚園・学校で実態に応じて作成している危機管理マニュアルについて毎年見直し・改善を行い、関係職員への周知徹底を図るなど、幼稚園・学校への不審者侵入や非常時に対する対応力の向上を図ります。	3歳～中学生
小規模校等学校間交流等支援事業	学校教育課	児童生徒のコミュニケーション能力の向上を目的に、小規模校や島しょ部等の学校の児童生徒が、他校の児童生徒等との交流を図るための移動に必要な経費を補助します。 （小中学校11校が実施）	小・中学生
幼保小中連携推進事業	保育・幼稚園課 学校教育課	就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流活動や職員の合同研修等を行い、教育内容や教育環境等の充実・改善を図るとともに、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。	3歳～中学生

幼稚園庭芝生 化事業	保育・幼稚園課	市立幼稚園では、平成 26 年度までに、園庭芝生化を完了しました。その後も引き続き、保護者や地域住民と協力して園庭の芝生の維持・管理を行い、教育環境の整備に努めます。芝生園庭で、のびのびと遊ぶことにより、幼稚園を拠点とした基本的運動習慣の構築やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、地域の未就園児親子にも芝生園庭を開放し、地域のよりよい子育て環境づくりに努めます。	0歳～小学校就 学前
私立幼稚園の 情報提供	保育・幼稚園課	各施設の協力を得て、利用者支援事業と連携し、認定こども園や保育所と同様に、各幼稚園の情報(子育て支援、預かり保育事業等を含む。)を収集し、他の施設の情報と併せて、提供できるように努めます。	妊娠期～小学校 就学前
松山市幼児教 育研修会	保育・幼稚園課 学校教育課	市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象に、市立幼稚園での園内研修会やその他の研修会及び講演会を実施し、市内幼児教育関係者の資質向上と異校種間の研修交流の機会とし、市内幼児教育の充実を図ります。	教育・保育従事 者等
松山市幼児教 育連絡協議会	保育・幼稚園課 学校教育課	市立・私立幼稚園長、保育園長、教員養成機関関係者、PTA 等が松山市の幼児教育の在り方、市立幼稚園のあり方等について話し合い、幼児教育の充実を図ります。(適時開催)	幼児教育関係者 等
特別支援教育 事業	学校教育課	障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒と一緒に教育を受けられるように、特別支援教育指導員等が市立の幼稚園や小中学校等に伺い、発達障がい等の幼児・児童・生徒への対応について相談・助言等を行い、障がい等の早期発見・早期支援に努めます。特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、教育相談等を実施し、特性把握や支援の在り方、就学先についての助言等を行います。また、特別支援教育推進協議会の活用や教職員研修の充実を図ります。	3歳～中学生
障がい等のあ る子どもの 「学校生活支 援員」活用支 援事業	学校教育課	障がい等のある子どもたちを、障がいに応じて支援することで、一人一人のよりよい教育を保障し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に豊かな学校生活を過ごせるように、学校生活支援員のさらなる資質の向上と適切な配置に努めます。	小・中学生

いじめ対策総合推進事業 (いのちを守る相談事業)	学校教育課	「いじめの問題」について、松山の子どもたちから絶対に犠牲者を出さないことを第一の目的とし、よりきめ細かい対応をするために「いのちを守る相談活動」「子どもから広がるいじめの活動」「いじめ問題対策・サポート事業」「いのちを守り育てる集い」の4事業を積極的に取り組み、いじめの問題の未然防止、早期発見早期解決に努めます。	小・中学生
生徒指導上の諸問題研究委員会	学校教育課	小中学生の不登校の未然防止を目的として、市内の小中学校ブロック代表の生徒指導主事や関係機関、教育委員会が連携しながら未然防止のための方策を研究し、学校現場で実践することを通して、不登校の予防に取り組みます。	小・中学生
危機管理マニュアルの作成 (公立保育所)	保育・幼稚園課	危機管理マニュアルを各公立保育所で状況に応じ適時見直しを行い、より実効的なものになるようにします。	0歳～小学校就学前
保育教諭及び保育士の研修事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	0歳～小学校就学前
保育園庭芝生化事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	0歳～小学校就学前

【4-3】家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域での教育力を総合的に高める事業を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
夏休み親子消費者教室	市民相談課	子どものころから消費者問題に関心を持ってもらい、親子でのコミュニケーションを図る目的で、乳製品を使った料理実習と牛乳パックを再利用した「手すきはがき作り」等を行います。	小・中学生とその保護者
PTA活動推進事業	教育支援センター事務所	松山市小中学校PTA連合会や各単位PTAでは、ネット環境の変化に伴う親の関わり方などについての講演会や家庭教育等をテーマにした講座・学習会等を開催し、保護者等の教養や資質の向上を図ります。 また、市では情報交換や交流事業等の様々な活動を支援し、PTA活動の活性化を推進します。	小・中学生の保護者
親子ふれあい事業【再掲】	教育支援センター事務所	推進施策【2-3】参照	小・中学生とその保護者

公民館元気活 力支援事業 【再掲】	地域学習振興課	推進施策【2-3】参照	全年齢
放課後子ども 教室運営事業 【再掲】	地域学習振興課	推進施策【2-3】参照	小学生
地域子育て支 援拠点事業 【再掲】	保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談 センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～小学校就 学前の子どもと その保護者
子育て支援総 合コーディネ ート事業【再 掲】	子ども総合相談 センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
子ども総合相 談【再掲】	子ども総合相談 センター事務所 教育支援セン ター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
親子ふれあい コミュニティ 広場事業【再 掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-4】参照	0歳～小学校就 学前までの子ど もとその保護者
男性セミナー	市民参画まちづ くり課	男性の料理をはじめ、心身の健康など男性特有の問題につ いて学習する機会を設けます。家庭や地域での男性参加を 促進することにより、男性が家庭や子育てに目を向けやす い環境づくりに努めます。	全年齢の男性

【4-4】子どもを取り巻く有害環境対策の推進

雑誌やビデオ等、性や暴力等の有害情報に対して、地域住民とも連携・協力し対策を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
教育情報ネッ トワーク事業	学校教育課	ICTスキルアップ研修会を小中学校の教職員を対象に 実施しています。研修会、調査活動に基づく見直し等を継 続的に行うとともに、メディアリテラシー（情報を評価・ 識別する能力）の向上や情報モラル教育の推進を重要な課 題とし、小中学校の連携を密にすることで、発達段階に応 じた指導が行えるよう啓発します。	小・中学校教職 員

基本方針5 子育てを支援する生活環境の整備

◆◇推進施策◇◆

【5-1】良質な住宅の確保

良質な子育て世帯向け賃貸住宅の供給支援や、市営団地の整備を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
地域優良賃貸住宅(一般型)	住宅課	子育て世帯に向けた良質な賃貸住宅の整備費用及び家賃を助成することにより、民間事業者主体の良質な賃貸住宅の供給促進を検討します。	18歳未満
市営団地の整備	住宅課	市営住宅での子育て世帯等の居住安定確保に向け、安全性確保を最優先し、市営住宅耐震化推進計画に基づき、緊急度の高い団地から事業(耐震診断、実施設計、工事)の実施を図り、災害に強い、安心・安全な居住環境の確保を目指します。	全年齢

【5-2】良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備、また建替時の保育所等の施設併設整備を検討します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
公営住宅建替事業	住宅課	建替時には、子育て世帯等多様な世帯に配慮した良質な住宅を供給し、ユニバーサルデザインの導入や集会所・広場の設置等、居住環境の向上を図ります。	全年齢

【5-3】安全な交通環境の整備

歩道の整備や松山駅周辺整備事業により交通環境の改善を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
安全歩行空間整備事業	道路建設課	歩道の 신설により児童が安心して通学できるよう通学路の整備充実を図るとともに、交差点改良により交通事故を未然に防ぐなど交通安全対策を実施することで、子育て環境の充実を図ります。	全年齢

松山駅周辺整備事業	松山駅周辺整備課	JR松山駅周辺は、JR予讃線により市街地が東西に分断され、交通渋滞や踏切事故の発生など市民生活に多大な支障をきたしていることから、県が事業主体となって実施する鉄道高架事業に併せ、松山駅周辺土地区画整理事業や駅前広場の整備、また路面電車の延伸、関連街路事業を行います。 これら事業の完成により、子ども、高齢者、障がい者など、すべての人が公共交通などの相互乗り換えがしやすいユニバーサルデザインに配慮した交通結節点機能を強化するとともに、安全性と利便性を備えた良好な市街地の形成を図ります。	全年齢
-----------	----------	--	-----

【5-4】安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化等を推進し、環境整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
庁内託児室「キッズルーム」の設置	保育・幼稚園課	子ども連れでも安心して市役所の各種手続をしていただくために、庁舎内託児室「キッズルーム」を設置しています。	1歳～小学校就学前
庁舎のバリアフリー化	管財課	子ども連れでも使いやすい多機能トイレの設置等の庁舎整備を行います。また、窓口業務のある庁舎へのスロープ等の改良・増設を検討し、庁舎の適正な維持管理・改良に努めます。	全年齢
都市公園のバリアフリー化	公園緑地課	都市公園入口の段差解消、スロープ設置を検討し、子どもやベビーカー利用者・高齢者・障がい者をはじめ、すべての人が安心して利用できるように努めます。	全年齢

【5-5】安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等、公共施設での防犯対策を図り安全で安心なまちづくりを推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童遊園地・公園整備事業【再掲】	子育て支援課 公園緑地課	推進施策【2-3】参照	児童遊園地：概ね小学校低学年まで 都市公園：全年齢

公園内の照明灯などの防犯設備整備と適切な管理	公園緑地課	夕方から夜間の公園利用者の利便性、安全性の向上を図ることを目的に園内灯等を設置します。また、死角をなくすよう施設の配置やせん定等の管理にも努め、子どもたちにも「安全・安心な公園」づくりを進めます。	全年齢
防犯灯設置助成事業	市民参画まちづくり課	町内会や自治会などが設置・維持管理する防犯灯の新設工事や器具取替工事・管球取替工事に対し、松山市防犯協会を通じて助成を行い、子どもたちが巻き込まれる夜間の事件や事故の未然防止を図ります。	全年齢
放置自転車対策の実施による歩行者環境の安全確保	総合交通課	ベビーカーの通行や子どもの手を引いて歩くなどの妨げとならないよう、放置自転車に対する警告・撤去活動、巡回整理員による放置自転車の整理、サイクルガイドによる駐輪場利用案内、商店街行事での無料駐輪券配布などを実施し、放置自転車の排除とともに駐輪場利用の定着に努めます。	全年齢
通学路等校区内危険箇所の交通等安全対策	学校教育課 保健体育課	「通学路の緊急合同点検」で対策が必要とされた危険箇所改善の進捗管理と実施状況の公表を引き続き行うとともに、通学路に限らず校区内の危険箇所への安全対策の調整を行い、関係機関等と連携し、適時その改善に向けた取り組みを推進します。	小・中学生

基本方針6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

◆◇推進施策◇◆

【6-1】多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

短時間勤務等多様な働き方の実現に向け、労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
企業への意識啓発	子育て支援課 地域経済課	国や県、雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援対策推進法及び育児・介護休業法等の関係法令の周知を図り、働きながら子育てしやすい労働環境の整備を進めます。	企業
能力開発や適応訓練などの人材育成支援	地域経済課	企業又は企業団体が、従業員の資質の向上を図るため、公的団体が実施する研修等を受講する際に、その費用の一部を補助することで人材育成・確保を支援します。平成26年度からは、公的団体以外の法人（市内に本店又は支店を有するものに限る）が市内で実施する研修等を受講する場合にも補助するように対象を拡大しました。	企業
多様化する就業ニーズに対する支援	地域経済課	関係機関と連携の下、女性や若年者に対して、仕事と家庭の両立及び多様な働き方の実現に向けた職業能力開発や適応訓練などの支援を行うとともに、職場体験セミナーを実施し、円滑に就業に繋がるよう支援を実施します。また、若年求職者の窓口である「ジョブカフェ愛 work」（愛媛県若年者就職支援センター。職業相談・セミナーをはじめ職場見学や就業体験を含んだ一連の就職支援サービスを提供）と連携し、個々のケースに応じたキャリアカウンセラーによるきめ細かな対応を図るなど、若年者の雇用対策・人材育成などに取り組みます。	求職者等
男女共同参画事業【再掲】	市民参画まちづくり課	推進施策【4-1】参照	全年齢
男女共同参画に関するパンフレット配布【再掲】	市民参画まちづくり課	推進施策【4-1】参照	全年齢

【6-2】仕事と子育ての両立の推進

教育・保育や児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）の充実等、仕事と子育ての両立支援のための体制整備や、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	小学生
ファミリー・サポート・センター事業（育児）【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	生後6か月の乳児～小学生
男女共同参画事業【再掲】	市民参画まちづくり課	推進施策【4-1】参照	全年齢
男女共同参画に関するパンフレット配布【再掲】	市民参画まちづくり課	推進施策【4-1】参照	全年齢
松山市テレワーク業務創出・育成事業	地域経済課	育児や家族の介護などで就業することが困難な人たちに、仕事と家庭の両立が可能となるテレワーク支援事業を実施します。社会的自立を目指す人たちに対する雇用の促進や、在宅で働くことを希望する人への就労を支援します。	ひとり親家庭等
育児休業中の育児支援	子育て支援課	支援者セミナーの開催など、育児休業中の育児を支援する体制を整えます。	育児休業取得者
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ：生後6か月から小学生までの子どもがいる保護者 シルバー人材：1歳から小学3年生までの子どもがいる保護者
認定こども園【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	0歳～小学校就学前
幼稚園【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	満3歳～小学校就学前

保育所【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	0歳～小学校就学前
家庭的保育【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として0歳～満3歳未満
小規模保育【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として0歳～満3歳未満
居宅訪問型保育【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として0歳～満3歳未満
事業所内保育【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【1-1】参照	原則として0歳～満3歳未満
事業所内保育施設の設置推進【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-2】参照	0歳～小学校就学前

基本方針7 子どもの安全の確保

◆◇推進施策◇◆

【7-1】子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため警察、教育・保育施設、民間団体等が連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
交通安全母の会を中心とした各種交通安全活動への参画	総合交通課	交通安全教室への参画や、子どもに対する安全指導活動などへの協力を行い、交通安全の重要性について再認識を図るとともに、「交通安全は家庭から」の意識の醸成を図ります。	全年齢
地区交通指導員による指導・啓発	総合交通課	各地区に交通指導員を配置し、交通安全教室への協力や街頭指導など、地域ぐるみで子ども等の交通弱者を交通事故から守ります。	全年齢
交通ルール遵守の啓発	総合交通課	交通安全教室、交通安全運動、チラシや市ホームページなどで交通ルール遵守を啓発します。特にチャイルドシートの着用の徹底や自転車利用時のヘルメットの着用、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用の呼びかけを行います。	全年齢
児童生徒をまもり育てる日	教育支援センター事務所	PTA や学校関係者、地域住民等で組織する見守り隊の活動や、警察関係者と連携し登下校を見守るなど、児童生徒の安全確保に取り組みます。	小・中学生

【7-2】子どもを犯罪等から守るための活動の推進

犯罪に関する関係機関との情報交換やパトロール活動の推進、防犯講習など、子どもを犯罪等から守る活動を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
警察直通の非常通報装置の設置	保育・幼稚園課 学習施設課	市立の教育・保育施設及び小中学校（一部除く）等に警察直通の非常通報装置を設置し、乳児・幼児・児童・生徒の安全確保のため、防犯対策の充実を図り、不審者侵入等の突発的な事件に対処します。	0歳～中学生
防犯カメラの設置	保育・幼稚園課 学習施設課	不審者侵入等を未然に防ぐため、市立の幼稚園・小中学校・保育所（一部除く）に防犯カメラを設置し、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。	0歳～中学生

教職員を対象とした防犯教室の開催	保健体育課	警察官等を講師として緊急時の避難方法や不審者対応について学ぶなど、教職員を対象に防犯教室を開催します。また、その実践訓練として、各学校では避難訓練を行います。	小・中学校教職員
緊急避難場所「まもるくんの家」のステッカー配布	学校教育課	各小学校の通学路を中心に商店や事業所、住宅等に避難場所を表示して、緊急時、児童生徒の保護等、安全の確保を図ります。	小・中学生
MAC ネットCSC(子ども安心安全情報配信システム)	教育支援センター事務所	各警察署からの情報提供にもとづき、市内各地域の不審者情報をメールで配信し、情報を共有することで、地域の安心安全な生活につなげます。	全年齢
少年補導事務管理事業	教育支援センター事務所	青少年の喫煙や万引き等の非行防止を図るため、青少年育成支援委員を委嘱し、「愛の一声」運動を展開するとともに、学校や地域、さらに警察等の関係機関・団体と連携を図りながら、環境浄化活動や広報啓発活動を実施することで、心身ともに健全な青少年の育成に取り組めます。	18歳未満
子どもの安心安全対策事業	生涯学習政策課	子ども安全対策会議及びプロジェクト会議を必要に応じて開催し、子どもの安心安全対策を推進します。	概ね15歳まで
危機管理マニュアルの作成(公立保育所)【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【4-2】参照	0歳～小学校就学前
危機管理マニュアルの作成(幼稚園・学校)【再掲】	保育・幼稚園課 学校教育課	推進施策【4-2】参照	3歳～中学生

【7-3】子どもを災害から守るための活動の推進

災害発生時や緊急及び非常時に対応できるよう、職員の養成等を行う事業を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
命を守る！防災士養成事業	消防局警防課 保育・幼稚園課 学校教育課	災害発生時に専門的な知識を持ち、適切な対応や指示ができる人材を確保するため、市立幼稚園、小中学校の教職員及び市立保育所の保育士が、松山市消防局が実施する「防災士養成事業」に参画し、防災士資格を取得します。(幼稚園及び保育所1人、小中学校2人程度を配置)	幼稚園、保育所、 小・中学校教職員

<p>応急手当普及員の養成</p>	<p>保健体育課 消防局警防課</p>	<p>学校現場で初動期の救命救急活動が適切に遂行できるよう、松山市消防局と連携し、教職員の応急手当普及員の有資格者の養成講習を計画的に実施します。また、有資格者の全校配置を堅持しつつ、資格更新講習を通してそのスキル維持にも努めます。</p>	<p>小・中学校教職員</p>
<p>危機管理マニュアルの作成 (幼稚園・学校)【再掲】</p>	<p>保育・幼稚園課 学校教育課</p>	<p>推進施策【4-2】参照</p>	<p>3歳～中学生</p>

基本方針8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

◆◇推進施策◇◆

【8-1】児童虐待防止対策の充実

児童虐待に対する総合的な支援に向け、教育・福祉・医療・保健等の関係機関の協力体制の構築、保護者の育児不安に対する相談体制の整備等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
要保護児童対策事業	子ども総合相談センター事務所	虐待・不登校や問題行動等の要保護児童に適切に対処するために、関係機関等と連携して支援の連続性の確保、総合的な家庭支援、予防的支援の実施に努めます。	0歳～18歳
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 【再掲】	子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
子ども総合相談 【再掲】	子ども総合相談センター 教育支援センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
家庭・子育て相談室 【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性

【8-2】ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子育て短期支援事業【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	18歳未満の子ども及び緊急一時保護の母子
ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭等が疾病等の事由により、一時的に生活援助が必要な場合、その世帯に家庭生活支援員を派遣して援助を行います。	ひとり親家庭等

ひとり親家庭等自立促進対策事業	子育て支援課	ひとり親家庭等を対象に、就労に際して必要な知識や技能を身に付けるための講習を実施します。また、養育費相談及び弁護士相談を行います。	ひとり親家庭等
母子生活支援施設の整備事業	子育て支援課	市内にある母子生活支援施設「小栗寮」は昭和50年に建築されたもので、老朽化が著しく、耐震補強工事とあわせて、大規模改修工事を行います。	18歳未満の子どもを持つ母子家庭
松山市テレワーク業務創出・育成事業【再掲】	地域経済課	推進施策【6-2】参照	ひとり親家庭等
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ：6か月～小学生までの子どもがいる保護者 シルバー人材：1歳～小学3年生までの子どもがいる保護者

【8-3】障がい児施策の充実

障がい児が日常生活する上での支援や、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
障がい児の支援事業	障がい福祉課	補装具の交付・修理、日常生活用具の給付、重度身体障害児（者）住宅整備事業について、当該児の福祉の増進を図ります。	18歳未満
居宅介護・移動支援事業	障がい福祉課	在宅の障がい児の自立と社会参加を目的として、家庭にホームヘルパーを派遣し、身体、家事や移動の介護サービスを提供します。今後も利用者のニーズを把握しながら、継続して実施します。	18歳未満
障がい児等療育等支援事業	障がい福祉課	在宅の障がい児の地域生活を支えていくために、障がい児施設機能を活用し療育、相談体制の充実を図ります。	18歳未満
障がい児通所支援事業	障がい福祉課	通所等による療育を希望する障がい児に対して、生活訓練、社会適応訓練、機能回復訓練、外来相談等を行います。	18歳未満

短期入所・日中一時支援事業	障がい福祉課	心身障がい児を介護している保護者が疾病等の理由により家庭で介護ができない場合等、(緊急に)施設に短期間入所や日中での活動の場を確保することにより、心身障がい児及びその家族の福祉の向上を図ります。	18歳未満
児童発達支援センターひまわり園運営等事業	障がい福祉課	児童発達支援センターひまわり園運営事業、心身障がい児施設プール開放事業により日常生活動作、運動機能に係る指導訓練等必要な療育を行い、運動機能等の低下を防止するとともに発達を促します。	0歳～小学校就学前
認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育の充実	保育・幼稚園課	研修等を通じて、障がい児に対する理解を深め、職員の資質向上を図ります。保護者や関係機関と連携して、子どもの育ちを共に見守ります。	0歳～小学校就学前
児童クラブの障がい児受入れ促進	子育て支援課	児童クラブの施設に障がい児用のトイレや出入口のスロープを整備するなど、障がい児が利用しやすい環境整備を進めます。障がい児を受け入れた児童クラブの状況に応じて指導員を増員します。	小学生
特別支援教育事業	学校教育課	推進施策【4-2】参照	3歳～中学生
障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業【再掲】	学校教育課	推進施策【4-2】参照	小・中学生

基本方針9 経済的な支援の推進

◆◇推進施策◇◆

【9-1】経済的な支援の推進

児童手当、児童扶養手当など、各種経済支援を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子ども医療助成事業	子育て支援課	小学校就学前児童の入院・通院に係る医療費と、小学生の入院に係る医療費を助成し、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。	【入院・通院】 0歳～小学校就学前 【入院】 小学生
ひとり親家庭医療助成事業	子育て支援課	所得税非課税世帯を対象に入院・通院の医療費を区市共同で助成するほか、児童扶養手当の所得制限限度額未満の世帯に対しても市独自に助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と生活の安定に寄与します。	20歳未満の児童とひとり親
ひとり親家庭等自立支援給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の自立支援を図るため、職業能力開発講座の受講又は看護師、介護福祉士等の資格の取得に係る費用の一部を支給します。	20歳未満の児童を持つひとり親
母子父子寡婦福祉資金の貸付	子育て支援課	ひとり親家庭等に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。	ひとり親家庭等
児童手当支給事業	子育て支援課	児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。	中学生まで（15歳到達後の最初の年度末までの児童）
児童扶養手当支給事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。	18歳到達後最初の年度末までの児童
特別児童扶養手当の支給	障がい福祉課	身体又は精神に中度以上の障がいを持つ20歳未満の児童と生計同一で監護している父若しくは母又は父母に代わって養育している者に対し手当を支給します。	20歳未満
障害児福祉手当の支給	障がい福祉課	身体障がいや知的障がいを有するため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の児童に対し障害児福祉手当を支給します。	20歳未満
松山市重度心身障害児福祉年金	障がい福祉課	身体障害者手帳（1～3級）又は療育手帳（知能指数50以下）を持つ20歳未満の児童と生計同一で現に監護する者に対し、松山市重度心身障害児福祉年金を支給することで、障がい児家庭の生活の安定と福祉の推進を図ります。	20歳未満

重度心身障害者医療費助成事業	障がい福祉課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は療育手帳B（中度）と身体障害者手帳両方の所持者に対し、医療費の助成を行うことで重度心身障害者の健康管理の向上に寄与し、生活の安定と福祉の推進を図ります。	全年齢
就学援助費支給事業	学校教育課 保健体育課	経済的理由によって就学困難な児童生徒について就学に必要な費用を援助し、小・中学校での義務教育の円滑な実施に努めます。 就学に必要な援助として、学校給食費、学用品通学用品校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、少年自然の家費などを支給します。	小・中学生
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ：6か月～小学生までの子どもがいる保護者 シルバー人材：1歳～小学3年生までの子どもがいる保護者
私立幼稚園就園奨励費補助事業	保育・幼稚園課	園児の保護者に対し、保育料等の減免を実施している幼稚園の設置者へ補助金を交付することにより、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。（子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園を利用する場合に限る）	3歳～小学校就学前

第5章 子ども・子育て支援の新たな取り組み

1 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

(1) 教育・保育提供区域の設定

松山市が策定している「地域福祉計画」と「都市計画マスタープラン」にて設定している圏域等を参考に、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を以下の9区域とします。

教育・保育提供区域

区域名	面積(km ²)	人口(人)	未就学児童数(人)	幼稚園数(園)※1	幼稚園定員数(人)※1	保育所数(園)	保育所定員数(人)	待機児童数(人)	保育所入所待ち児童数(人)
①中心部	17.91	130,999	5,768	11	2,762	17	1,810	0	52
②北東部	96.94	40,209	1,976	5	842	3	250	0	15
③東部	42.43	72,922	4,078	8	1,505	5	480	0	47
④南部	59.36	78,647	4,569	8	2,130	9	1,110	0	56
⑤西部	24.10	79,177	4,866	5	2,035	7	720	0	29
⑥北西部	17.22	28,315	1,138	3	636	8	555	0	4
⑦北部	31.62	53,407	3,180	6	1,165	9	720	0	21
⑧北条	102.13	27,045	1,212	4	710	7	460	0	0
⑨中島	37.35	4,047	50	0	0	1	90	0	0
合計	429.06	514,768	26,837	50	11,785	66	6,195	0	224

平成26年4月1日現在

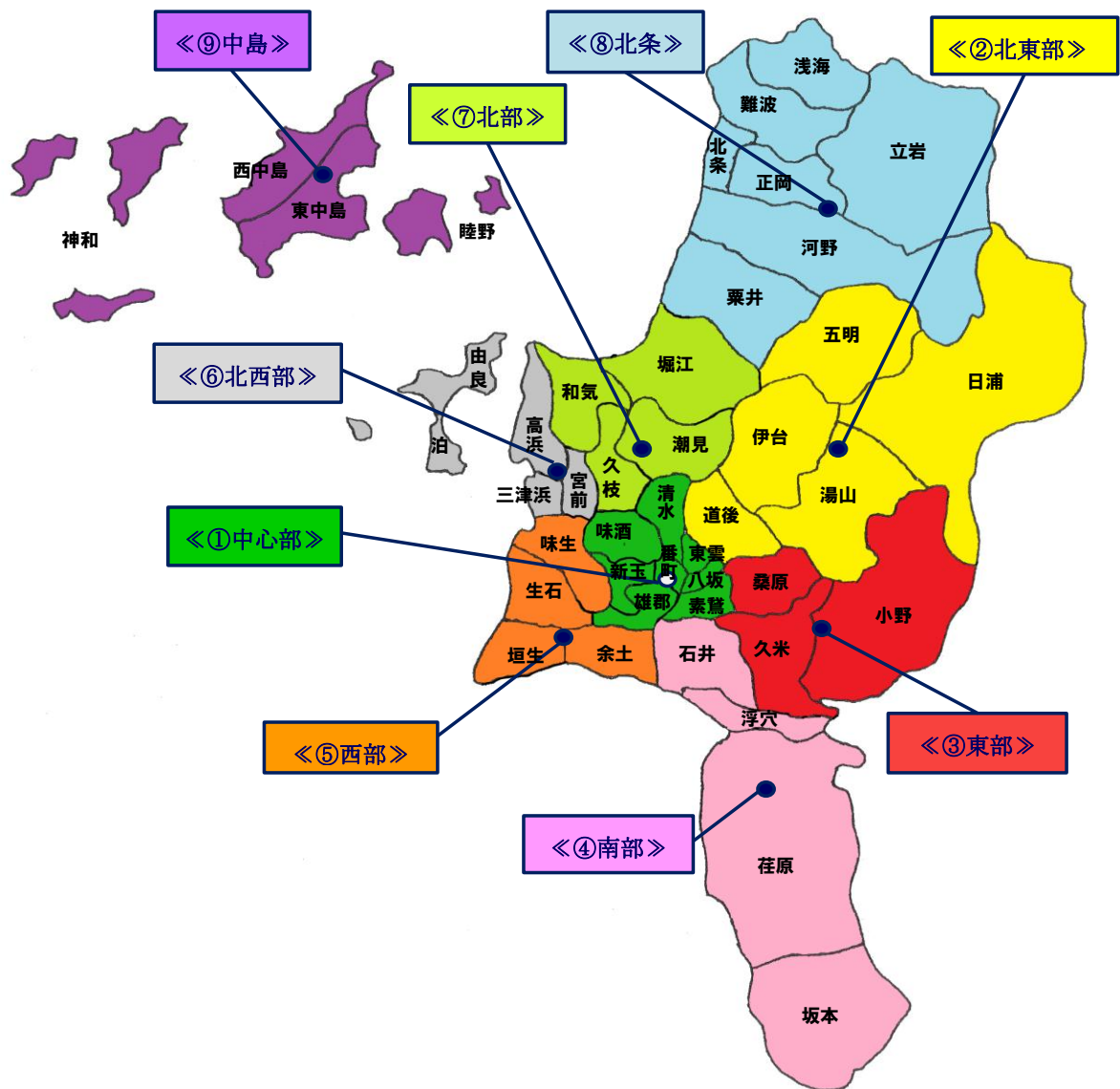
※1の事項については、平成26年5月1日現在

幼稚園・保育所数及び幼稚園・保育所定員は、公私合計及び認定こども園（地方裁量型を除く）部分を含む

地区別教育・保育提供区域

区域名	地区							
	番町	八坂	東雲	素鷲	雄郡	新玉	味酒	清水
①中心部								
②北東部	湯山	日浦	五明	伊台	道後			
③東部	久米	小野	桑原					
④南部	石井	浮穴	荏原	坂本				
⑤西部	余土	垣生	生石	味生				
⑥北西部	宮前	三津浜	高浜	由良	泊			
⑦北部	和気	潮見	堀江	久枝				
⑧北条	浅海	立岩	難波	正岡	北条	河野	栗井	
⑨中島	睦野	東中島	西中島	神和				

地区別教育・保育提供区域地図



(区域設定の際の参考)

★地域福祉計画 【圏域数：10】

(圏域の設定)

福祉等の公的機関や事業者等が地域住民等と連携、協働し、福祉サービスの提供が行われるよう設定したもの

★都市計画マスタープラン 【圏域数：9】

(地域区分の設定)

合併前の旧市町界等の社会的圏域、日常的なサービス拠点等への人の流動を考えた、地域のつながり、地形や市街地のまとまり等を考慮し設定したもの

(2) 量の見込みと確保方策及び実施時期

◇量の見込みと確保方策

設定した9つの区域ごとに、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策を設定します。また、それぞれ認定区分（1号～3号）ごとに設定します。

認定区分	備考
1号	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

◇保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める、満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数（＝保育利用率※1）を、保育ニーズのピークとされる平成29年度までに、平成26年度の約1.5倍増とし、以下のとおり設定します。

	1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)	参考 (平成26年度)
保育利用率	23.7%	28.5%	30.5%	30.7%	30.9%	19.9%

※1 各年度の満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する利用定員数／満3歳未満の子どもの数全体

①中心部

単位：人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)				
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,786	1,101	96	946	1,773	1,092	95	942	1,753	1,081	95	938	
			1,042				1,037				1,033		
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	713	1,099	183	757	853	1,188	200	812	868	1,188	200	812
	確認を受け ない幼稚園	1,662				1,382				1,382			
	地域型 保育事業			34	85			34	130			48	126
②-①	589	▲ 2	121	▲ 104	462	96	139	0	497	107	153	0	
			17				139				153	153	

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)				
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,691	1,043	94	934	1,683	1,038	94	930	1,786	1,009	75	742	
			1,028				1,024						
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	868	1,188	200	812	868	1,188	200			812		
	確認を受け ない幼稚園	1,382				1,382							
	地域型 保育事業			48	126			48	126			817	
②-①	559	145	154	4	567	150	154	8					
			158				162						

②北東部

単位：人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)				
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		
			3歳未満				3歳未満				3歳未満		
	3歳以上	3歳以上	0歳	1, 2歳	3歳以上	3歳以上	0歳	1, 2歳	3歳以上	3歳以上	0歳	1, 2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	504	172	13	148	514	176	13	151	529	181	13	154	
				161				164				167	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	83	172	24	74	83	172	24	74	83	181	24	74
	確認を受け ない幼稚園	634				634				634			
	地域型 保育事業			0	0			0	39			0	80
②-①	213	0	11	▲74	203	▲4	11	▲38	188	0	11	0	
				▲63				▲27				11	

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)				
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		
			3歳未満				3歳未満				3歳未満		
	3歳以上	3歳以上	0歳	1, 2歳	3歳以上	3歳以上	0歳	1, 2歳	3歳以上	3歳以上	0歳	1, 2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	553	189	14	155	563	193	14	159	504	164	9	103	
				169				173					
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	83	189	24	74	83	193	24			74		
	確認を受け ない幼稚園	634				634							
	地域型 保育事業			0	81			0	85			112	
②-①	164	0	10	0	154	0	10	0					
				10				10					

③東部

単位:人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)				
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		
			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,285	347	33	332	1,257	339	33	332	1,234	333	33	331	
			365				365				364		
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	480	323	48	179	642	371	48	232	804	451	68	312
	確認を受け ない幼稚園	910				750				430			
	地域型 保育事業			4	20			14	51			14	51
②-①	105	▲ 24	19	▲ 133	135	32	29	▲ 49	0	118	49	32	
			▲ 114				▲ 20				81		

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)			
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,232	333	33	331	1,232	333	33	330			19	191
			364				363				210	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	804	451	68	312	804	451	68	312	1,285	323	210
	確認を受け ない幼稚園	430				430						
	地域型 保育事業			14	51			14	51			
②-①	2	118	49	32	2	118	49	33				
			81				82					

④南部

単位:人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)				
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	2,236	706	74	561	2,241	708	74	559	2,218	701	74	559	
			635				633				633		
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,141	671	132	396	1,591	780	138	420	1,738	820	142	425
	確認を受け ない幼稚園	1,090				690				480			
	地域型 保育事業			8	30			8	101			8	134
②-①	▲ 5	▲ 35	66	▲ 135	40	72	72	▲ 38	0	119	76	0	
			▲ 69				34				76		

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)						
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】				
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満				
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定					
①量の見込み (必要利用定員総数)	2,239	708	73	554	2,231	704	73	552	2,236	682	56	424			
			627				625				480	480			
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	1,759	820	142	425	1,759	820	142					425		
	確認を受け ない幼稚園	480				480									
	地域型 保育事業			8	134			8	134						
②-①	0	112	77	5	8	116	77	7							
			82				84								

⑤西部

単位:人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)				
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,920	516	33	441	1,894	509	33	440	1,920	517	32	440	
				474				473				472	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	15	494	61	274	315	554	61	314	315	554	61	314
	確認を受け ない幼稚園	2,035				1,675				1,675			
	地域型 保育事業			5	14			9	75			9	126
②-①	130	▲ 22	33	▲ 153	96	45	37	▲ 51	70	37	38	0	
			▲ 120				▲ 14					38	

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)			
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		
①量の見込み (必要利用定員総数)	1,906	513	32	439	1,904	512	32	439	1,920	497	24	325
			471				471					
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	315	554	61	314	315	554	61			314	
	確認を受け ない幼稚園	1,675				1,675						
	地域型 保育事業			9	126			9	126		349	
②-①	84	41	38	1	86	42	38	1				
			39				39					

⑥北西部

単位:人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)				
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	592	269	23	204	568	259	23	203	582	265	23	203	
			227				226				226		
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	176	302	49	204	187	302	49	204	186	302	49	204
	確認を受け ない幼稚園	460				460				480			
	地域型 保育事業			0	0			10	10			10	10
②-①	44	33	26	0	79	43	36	11	84	37	36	11	
			26				47				47		

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)			
	【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】		【1号】	【2号】	【3号】	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		
①量の見込み (必要利用定員総数)	554	252	23	202	551	252	23	200			22	192
			225				223				214	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	186	302	49	204	186	302	49	204	592	267	214
	確認を受け ない幼稚園	460				460						
	地域型 保育事業							10	10			
②-①	92	50	26	2	95	50	36	14				
			28				50					

⑦北部

単位：人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)					
	【1号】		【2号】		【1号】		【2号】		【1号】		【2号】		【3号】	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		0歳	1, 2歳
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳		
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定				
①量の見込み (必要利用定員総数)	647	516	39	325	636	507	39	325	610	486	39	325	364	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	370	493	70	264	375	493	70	264	375	493	70	264	
	確認を受け ない幼稚園	710				710				710				
	地域型 保育事業			0	0			8	61			8	61	
②-①	433	▲ 23	31	▲ 61	449	▲ 14	39	0	475	7	39	0	39	

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)					
	【1号】		【2号】		【1号】		【2号】		【1号】		【2号】		【3号】	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		0歳	1, 2歳
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳		
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定				
①量の見込み (必要利用定員総数)	602	480	39	324	600	479	39	324	647	505	32	264		
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	375	493	70	264	375	493	70					264	
	確認を受け ない幼稚園	710				710								
	地域型 保育事業			8	61			8			61	296		
②-①	483	13	39	1	485	14	39	1						

⑧北条

単位:人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)					
	【1号】		【2号】		【1号】		【2号】		【1号】		【2号】		【3号】	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		0歳	1, 2歳
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳		
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定				
①量の見込み (必要利用定員総数)	339	284	19	131	338	282	19	132	335	281	19	133	152	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	165	290	38	132	285	325	38	173	285	325	38	173	
	確認を受け ない幼稚園	310				105				105				
	地域型 保育事業			0	0			0	0			0	0	
②-①	136	6	19	1	52	43	19	41	55	44	19	40	59	

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)					
	【1号】		【2号】		【1号】		【2号】		【1号】		【2号】		【3号】	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		0歳	1, 2歳
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳		
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定				
①量の見込み (必要利用定員総数)	343	286	19	134	346	288	20	134	339	284	19	131		
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	285	325	38	173	285	325	38			173	150		
	確認を受け ない幼稚園	105				105								
	地域型 保育事業			0	0			0	0					
②-①	47	39	19	39	44	37	18	39						

⑨中島

単位:人

	1年目(平成27年度)				2年目(平成28年度)				3年目(平成29年度)				
	【1号】		【2号】		【3号】		【1号】		【2号】		【3号】		
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳	
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			
①量の見込み (必要利用定員総数)	10	21	0	10	8	17	0	8	8	17	0	8	
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	0	21	0	10	8	21	0	10	8	21	0	10
	確認を受け ない幼稚園	0				0				0			
	地域型 保育事業			0	0			0	0			0	0
②-①	▲ 10	0	0	0	0	4	0	2	0	4	0	2	

	4年目(平成30年度)				5年目(平成31年度)				(参考)平成26年度実績(在園児数)			
	【1号】		【2号】		【3号】		【1号】		【2号】		【3号】	
	3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満		3歳以上	3歳以上	3歳未満	
			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳			0歳	1, 2歳
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		教育標準 時間認定	保育認定	保育認定		
①量の見込み (必要利用定員総数)	6	11	0	7	5	11	0	7			0	10
②確保の 内容	特定教育・ 保育施設	8	21	0	10	8	21	0	10	0	21	10
	確認を受け ない幼稚園	0				0						
	地域型 保育事業			0	0			0	0			
②-①	2	10	0	3	3	10	0	3				

2 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 提供区域の設定

教育・保育提供区域である9区域を基本としますが、事業ごとに利用実態が異なることから以下のとおり設定します。

地域子ども・子育て支援事業の区域設定

事業	区域設定
①利用者支援事業	市内全域（市内1区域）
②延長保育事業	教育・保育提供区域(9区域)
③児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）	市内全域（市内1区域）
④子育て短期支援事業	市内全域（市内1区域）
⑤乳児家庭全戸訪問事業	市内全域（市内1区域）
⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	市内全域（市内1区域）
⑦地域子育て支援拠点事業	市内全域（市内1区域）
⑧一時預かり事業	教育・保育提供区域(9区域)
⑨病児・病後児保育事業	市内全域（市内1区域）
⑩ファミリー・サポート・センター事業	市内全域（市内1区域）
⑪妊婦一般健康診査事業	市内全域（市内1区域）
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域（市内1区域）
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市内全域（市内1区域）

(2) 量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市役所や地域子育て支援拠点などで相談を受け付けるなど利用者支援を図ります。

単位:か所

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	5	5	5
②確保の内容	3	4	5
②-①	▲ 2	▲ 1	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	5	5	1
②確保の内容	5	5	
②-①	0	0	

②延長保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

【市内全体】

単位：人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	3,257	3,235	3,217
②確保の内容	3,257	3,235	3,217
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	3,189	3,180	3,253
②確保の内容	3,189	3,180	
②-①	0	0	

【①中心部】

単位：人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	908	903	896
②確保の内容	908	903	896
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	872	869	908
②確保の内容	872	869	
②-①	0	0	

【②北東部】

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	203	206	211
②確保の内容	203	206	211
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	217	220	203
②確保の内容	217	220	
②-①	0	0	

【③東部】

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	333	328	324
②確保の内容	333	328	324
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	323	323	333
②確保の内容	323	323	
②-①	0	0	

【④南部】

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	717	716	710
②確保の内容	717	716	710
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	710	705	717
②確保の内容	710	705	
②-①	0	0	

【⑤西部】

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	304	301	302
②確保の内容	304	301	302
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	300	299	304
②確保の内容	300	299	
②-①	0	0	

【⑥北西部】

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	232	226	228
②確保の内容	232	226	228
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	222	220	232
②確保の内容	222	220	
②-①	0	0	

【⑦北部】

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	377	372	363
②確保の内容	377	372	363
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	360	359	377
②確保の内容	360	359	
②-①	0	0	

【⑧北条】

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	179	179	179
②確保の内容	179	179	179
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	182	182	179
②確保の内容	182	182	
②-①	0	0	

【⑨中島】

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	4	4	4
②確保の内容	4	4	4
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	3	3	0
②確保の内容	3	3	
②-①	0	0	

③児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、計画的に専用施設の増築、新築等の整備を行います。

単位:人

		1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み		4,373	4,650	4,958
(内訳)	小学1~3年生	3,614	3,842	4,097
	小学4~6年生	759	808	861
②確保の内容		4,098	4,542	4,933
②-①		▲ 275	▲ 108	▲ 25

		4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成26年度実績
①量の見込み		5,228	5,518	3,536
(内訳)	小学1~3年生	4,307	4,529	
	小学4~6年生	921	989	
②確保の内容		5,228	5,518	
②-①		0	0	

④子育て短期支援事業

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後も広報紙等によって周知に努め、利用を促進します。

単位：人日（年間利用延べ人数）

	1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）
①量の見込み	561	625	696
②確保の内容	561	625	696
②-①	0	0	0

	4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績
①量の見込み	775	864	452
②確保の内容	775	864	
②-①	0	0	

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は訪問員（母子保健推進員等）が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には適切なサービスの提供を行うことで、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

単位：人

	1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）
①量の見込み	3,937	3,901	3,865
②確保の内容	3,937	3,901	3,865
②-①	0	0	0

	4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績
①量の見込み	3,829	3,793	4,009
②確保の内容	3,829	3,793	
②-①	0	0	

⑥養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。(要支援児童等に対する適切な対応)

単位:人

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	1,631	1,713	1,781
②確保の内容	1,631	1,713	1,781
②-①	0	0	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	1,835	1,872	1,443
②確保の内容	1,835	1,872	
②-①	0	0	

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

単位:人回(年間利用延べ人数)

	1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	108,200	108,200	108,200
②確保の内容	28か所(95,800)	30か所(104,000)	31か所(108,200)
②-①	▲12,400	▲4,200	0

	4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	107,900	107,600	ひろば型:5か所(15,697) センター型:15か所(40,445) 児童館:7か所(35,621) 合計:27か所(91,763)
②確保の内容	31か所(107,900)	31か所(107,600)	
②-①	0	0	

⑧一時預かり事業

保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、幼稚園、保育所などで保育を行います。

◇事業類型

- ・一般型：主に保育所で実施している一時預かり
- ・基幹型加算：休日等の開所及び1日9時間以上の開所を行う施設への加算
- ・余裕活用型：認定こども園、保育所、小規模保育等で、年度当初など利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れることができるもの
- ・幼稚園型：幼稚園での預かり保育
- ・訪問型：地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業

【市内全体】

単位：人日（年間利用延べ人数）

		1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	36,119	35,714	35,414
		2号認定による利用	307,891	304,442	301,879
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		43,468	43,167	42,834
②確保の内容	在園児対象型		344,010	340,156	337,293
	在園児対象型以外		43,468	43,167	42,834
②-①		0	0	0	

		4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	35,024	34,882	43,070 【在園児対象以外】
		2号認定による利用	298,546	297,351	
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		42,492	42,329	
②確保の内容	在園児対象型		333,570	332,233	
	在園児対象型以外		42,492	42,329	
②-①		0	0		

【①中心部】

単位：人日(年間利用延べ人数)

			1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	7,988	7,904	7,808
		2号認定による利用	68,092	67,373	66,553
	在園児対象以外の利用(主に保育所)		11,500	11,427	11,321
②確保の内容	在園児対象型		76,080	75,277	74,361
	在園児対象型以外		11,500	11,427	11,321
②-①			0	0	0

			4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	7,611	7,563	11,651 【在園児対象以外】
		2号認定による利用	64,891	64,477	
	在園児対象以外の利用(主に保育所)		11,079	11,008	
②確保の内容	在園児対象型		72,502	72,040	
	在園児対象型以外		11,079	11,008	
②-①			0	0	

【②北東部】

単位：人日(年間利用延べ人数)

			1年目(平成27年度)	2年目(平成28年度)	3年目(平成29年度)
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	1,310	1,328	1,355
		2号認定による利用	11,170	11,327	11,549
	在園児対象以外の利用(主に保育所)		2,866	2,918	2,984
②確保の内容	在園児対象型		12,480	12,655	12,904
	在園児対象型以外		2,866	2,918	2,984
②-①			0	0	0

			4年目(平成30年度)	5年目(平成31年度)	(参考)平成25年度実績
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	1,391	1,412	2,665 【在園児対象以外】
		2号認定による利用	11,856	12,042	
	在園児対象以外の利用(主に保育所)		3,075	3,123	
②確保の内容	在園児対象型		13,247	13,454	
	在園児対象型以外		3,075	3,123	
②-①			0	0	

【③東部】

単位：人日（年間利用延べ人数）

		1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	6,224	6,121	6,034
		2号認定による利用	53,056	52,180	51,441
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		4,754	4,695	4,642
②確保の内容	在園児対象型		59,280	58,301	57,475
	在園児対象型以外		4,754	4,695	4,642
②-①		0	0	0	

		4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	5,997	5,978	
		2号認定による利用	51,119	50,955	
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		4,630	4,616	4698 【在園児対象以外】
②確保の内容	在園児対象型		57,116	56,933	
	在園児対象型以外		4,630	4,616	
②-①		0	0		

【④南部】

単位：人日（年間利用延べ人数）

		1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	8,518	8,473	8,377
		2号認定による利用	72,602	72,212	71,397
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		10,313	10,301	10,214
②確保の内容	在園児対象型		81,120	80,685	79,774
	在園児対象型以外		10,313	10,301	10,214
②-①		0	0	0	

		4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	8,352	8,301	
		2号認定による利用	71,179	70,748	
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		10,221	10,159	9,820 【在園児対象以外】
②確保の内容	在園児対象型		79,531	79,049	
	在園児対象型以外		10,221	10,159	
②-①		0	0		

【⑤西部】

単位：人日（年間利用延べ人数）

		1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	6,350	6,271	6,282
		2号認定による利用	54,130	53,463	53,550
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		4,330	4,295	4,314
②確保の内容	在園児対象型		60,480	59,734	59,832
	在園児対象型以外		4,330	4,295	4,314
②-①		0	0	0	

		4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	6,219	6,194	
		2号認定による利用	53,008	52,800	
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		4,286	4,270	4,670 【在園児対象以外】
②確保の内容	在園児対象型		59,227	58,994	
	在園児対象型以外		4,286	4,270	
②-①		0	0		

【⑥北西部】

単位：人日（年間利用延べ人数）

		1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	2,041	1,983	1,999
		2号認定による利用	17,399	16,902	17,041
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		964	940	951
②確保の内容	在園児対象型		19,440	18,885	19,040
	在園児対象型以外		964	940	951
②-①		0	0	0	

		4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	1,930	1,917	
		2号認定による利用	16,448	16,347	
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		921	916	920 【在園児対象以外】
②確保の内容	在園児対象型		18,378	18,264	
	在園児対象型以外		921	916	
②-①		0	0		

【⑦北部】

単位：人日（年間利用延べ人数）

		1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	2,545	2,508	2,444
		2号認定による利用	21,695	21,380	20,836
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		6,561	6,493	6,346
②確保の内容	在園児対象型		24,240	23,888	23,280
	在園児対象型以外		6,561	6,493	6,346
②-①		0	0	0	

		4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	2,413	2,405	
		2号認定による利用	20,566	20,501	
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		6,287	6,267	6,974 【在園児対象以外】
②確保の内容	在園児対象型		22,979	22,906	
	在園児対象型以外		6,287	6,267	
②-①		0	0		

【⑧北条】

単位：人日（年間利用延べ人数）

		1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	1,058	1,054	1,048
		2号認定による利用	9,022	8,990	8,940
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		1,622	1,623	1,619
②確保の内容	在園児対象型		10,080	10,044	9,988
	在園児対象型以外		1,622	1,623	1,619
②-①		0	0	0	

		4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	1,058	1,063	
		2号認定による利用	9,024	9,067	
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		1,640	1,648	1,672 【在園児対象以外】
②確保の内容	在園児対象型		10,082	10,130	
	在園児対象型以外		1,640	1,648	
②-①		0	0		

【⑨中島】

単位：人日（年間利用延べ人数）

		1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）	
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	85	72	67
		2号認定による利用	725	615	572
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		558	475	443
②確保の内容	在園児対象型		810	687	639
	在園児対象型以外		558	475	443
②-①		0	0	0	

		4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績
①量の見込み	幼稚園 在園児	1号認定による利用	53	49
		2号認定による利用	455	414
	在園児対象以外の利用（主に保育所）		353	322
②確保の内容	在園児対象型		508	463
	在園児対象型以外		353	322
②-①		0	0	0

⑨病児・病後児保育事業

認定こども園・幼稚園・保育所等に通っている児童が病気又は病気回復期のため、集団生活が困難な場合に、一時的に預かります。

単位：人日（年間利用延べ人数）

	1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）
①量の見込み	3,800	3,900	4,000
②確保の内容	4,800	4,800	4,800
②-①	1,000	900	800

	4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績
①量の見込み	4,100	4,200	2,979
②確保の内容	4,800	4,800	
②-①	700	600	

⑩ファミリー・サポート・センター事業

子育てに関し、「援助を受けたい方（依頼会員）」と「援助を行いたい方（提供会員）」両者のあつ旋等を行います。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。また、より安全な援助活動を行うため講習会を実施し、提供会員の資質向上を図ります。

単位：人日（年間利用延べ人数）

	1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）
①量の見込み	10,620	10,801	10,984
②確保の内容	10,620	10,801	10,984
②-①	0	0	0

	4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績
①量の見込み	11,171	11,361	10,268
②確保の内容	11,171	11,361	
②-①	0	0	

⑪妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査（一部公費負担）を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。広報紙やホームページへの掲載、チラシの配布等で受診勧奨のために周知・啓発を図ります。

単位：人日（年間利用延べ人数）

	1年目（平成27年度）	2年目（平成28年度）	3年目（平成29年度）
①量の見込み	4,438	4,397	4,356
②確保の内容	4,438	4,397	4,356
②-①	0	0	0

	4年目（平成30年度）	5年目（平成31年度）	（参考）平成25年度実績
①量の見込み	4,315	4,274	4,520
②確保の内容	4,315	4,274	
②-①	0	0	

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費や教材費・行事費等の実費負担部分に要する費用を助成する事業を行います。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入の申請があったものに対して、社会福祉法人・学校法人以外のものに対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求め、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き認可するための事業を行います。

3 子ども・子育て支援の推進方策等

(1) 教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策

①幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援策、認定こども園の普及に係る基本的な考え方

安心こども基金などの国の補助メニュー等の積極的活用を促して、施設整備について支援します。また、保育教諭等についても資格取得特例期間の周知を図り、移行の支援を行います。

認定こども園の普及については、私立施設及び事業からの移行を最大限尊重し、公立施設の認定こども園への移行については、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を注視しながら適宜検討を行います。

②幼保連携型認定こども園の目標設置数及び設置時期

本計画中の幼保連携型認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。また、新たな設置数は、既存施設からの移行や新規設置を妨げる数でなく、各年度の数を超えての設置も可能とします。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
新たな設置数	3施設	8施設	3施設	1施設	0施設	15施設

③既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数

本計画中の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおりに設定します。

・ 1号 136人 ・ 2号 440人 ・ 3号 251人 (平成27年度～平成31年度)

④需給調整の考え方について

教育・保育施設（幼稚園を除く）及び地域型保育事業の認可申請があった時、認可申請時に、各提供区域内での「確保方策」が「量の見込み」を超えていなければ、適格性及び認可基準を満たす申請者である場合は認可するものとします。認可申請に基づき認可することにより、「量の見込み」を超えることになる場合は、認可を行わないことができます。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に県の計画で定める数（幼保連携型部分は市の計画で定める数）を加えたものの範囲内であれば移行できます。

⑤幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策

保育士の資質を高めるための松山市保育会「委託研修会」を実施し、公私立保育所、地域保育所に参加の案内をしています。今後は、公立幼稚園教諭を含む研修会実施のため内容の検討を行います。

また、保育・幼稚園課主催の「障がい児研修」を公立の保育士及び幼稚園教諭を対象に年間5回実施しています。その中の1回は地域保育所の保育士にも参加を促し、障がい児保育に対しての理解を深め職員の資質向上に成果を挙げていることから、「障がい児研修」は、今後も継続して実施します。

さらに、市内の保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、各療育機関等の職員を対象として、教育委員会主催による「松山市幼児教育研修会」を実施し、年3回の全体研修会、年15回の公立幼稚園での園内研修会について、幼稚園教諭や保育士の参画を得ていることから、引き続き継続して実施します。

なお、今後は保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や研修の機会の確保に努めていきます。

⑥質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及び推進方策

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。保護者が子育ての権利を享受することが可能になるよう、また、保護者が子育てについての責任を果たすことができるよう、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を減じていきます。

そのため、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業については、本市が幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育並びに地域子ども・子育て支援事業を総合的に実施する主体となり、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を基本とします。本計画に基づき、子どもの視点に立ち、一人一人の子どもの安全と発達の保障による健やかな育ちが等しく実現されるよう、すべての子どもや子育て家庭を対象に、地域の実情に応じた良質かつ適切な取り組みを関係者と連携しつつ社会全体で実施するものです。

⑦教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携、並びに、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、愛媛県幼稚園連合会での研究会の開催や情報交換による幼稚園教諭同士の連携、また、松山市保育会や愛媛県保育協議会の主催する研修会の一部では、地域保育所（認可外保育施設）の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携をさらに強化していきます。

加えて、地域型保育事業では、認定こども園や認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。

小学校単位で設置している「保幼小連絡協議会」の充実を図り、認定こども園、幼稚園及び保育

所と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携の強化に努めます。

さらに、「幼保小中連携推進事業」を継続実施し、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。

(2) 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業による情報提供や相談支援を実施するとともに、利用者支援事業などの活用により、利用を希望する保護者のニーズに応じて、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行います。

- ・基本方針1全般
- ・【2-1】利用者支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、乳児家庭全戸訪問事業
- ・【2-2】休日保育、夜間保育、乳児保育、子ども総合相談、子育て情報の周知
- ・【3-1】1歳6か月健診、3歳児健診、赤ちゃん相談
- ・【4-2】私立幼稚園の情報提供

(3) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

①児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じての相談や、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努め、関係機関との連携強化を図ります。

- ・【2-1】養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ・【2-1】妊婦一般健診事業、乳児家庭全戸訪問事業
- ・【3-1】1歳6か月健診、3歳児健診、赤ちゃん相談、乳児一般健康診査、予防接種
- ・【8-1】要保護児童対策事業

②ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

- ・【8-2】「ひとり親家庭の自立支援の推進」全般

③障がい児施策の充実等

障がい児が日常生活する上での支援や、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るとともに、関連施策を実施する中で、発達障がい等さまざまな障がいの早期発見、早期支援に努めます。

- ・【8-3】「障がい児施策の充実」全般

(4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

- ・【6-1】「多様な働き方の実現及び働き方の見直し等」全般

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）の充実、ファミリー・サポート・センター事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

- ・【1-1】「幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実」全般
- ・【2-1】児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）、ファミリー・サポート・センター事業

第6章 計画の推進に向けて

1 市民及び関係団体等との連携等

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、認定こども園、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者並びに関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 市民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、松山市子ども・子育て会議にて、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況（公立の教育・保育施設に係る施策も含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、

見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（平成 31 年度）までとします。

資料編

○松山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、本市に松山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 子ども・子育て会議は、関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 第5条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(松山市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 松山市社会福祉審議会条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条中「児童福祉に関する事項」の次に「(松山市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第28号)第2条第2号に規定する事項を除く。)」を加える。

○松山市子ども・子育て会議委員

(事業計画策定時点)

区分	所属・役職等	氏名	教育・保育部会	地域子育て部会
関係 第11号 第4条	市民公募	加納 飛鳥		○
	市民公募	吉田 可奈子	○	
	市民公募	相原 真亜沙	○	
	小・中学校PTA連合会 学校教育委員	仙波 亜紀		○
同項 第2号 関係	松山市私立保育園連合会 会長	上岡 周介	○	
	子ども・子育て連絡協議会 会長	村上 出	○	
	松山市地域保育所連絡会 会長	森 公夫	○	
	松山市保育会 会長	敷村 一元	●	
	市立幼稚園教育研究協議会 会長	後藤 陽三	○	
	中予私立幼稚園連盟 会長	二宮 一郎	○	
	松山市小学校長会 幼年・生活部会顧問	佐藤 敦子		●
	松山市母子保健推進協議会 会長	吉野内 悦子		○
	松山市児童クラブ連絡協議会 副会長	宮本 章教		○
	まつやま子育て支援NPO協議会 理事	山本 良子		○
まつやま子ども育成会議 委員長	太田 佳光		○	
同項 第3号 関係	愛媛大学教育学部 教授	◎三浦 和尚	◎	
	愛媛大学教育学部 教授	吉松 靖文		○
	松山東雲短期大学 講師	亀崎 美沙子	○	
	聖カタリナ大学 教授	●恒吉 和徳		◎
同項 第4号 関係	NPO法人ワークライフ・コラボ 代表理事	堀田 真奈		○

◎会長（部会長） ●副会長（副部会長）

○松山市子ども・子育て支援事業計画策定経過

～平成 25 年度～

- ・平成 25 年 10 月 30 日（水）：平成 25 年度第 1 回松山市子ども・子育て会議（全体会）
- ・平成 26 年 1 月 23 日（木）：平成 25 年度第 2 回松山市子ども・子育て会議（全体会）
- ・平成 26 年 3 月 26 日（水）：平成 25 年度第 3 回松山市子ども・子育て会議（全体会）

～平成 26 年度～

- ・平成 26 年 5 月 14 日（水）：平成 26 年度第 1 回松山市子ども・子育て会議（全体会）
平成 26 年度第 1 回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
平成 26 年度第 1 回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
- ・平成 26 年 6 月 16 日（月）：平成 26 年度第 2 回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
- ・平成 26 年 7 月 30 日（水）：平成 26 年度第 2 回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
- ・平成 26 年 7 月 31 日（木）：平成 26 年度第 3 回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
- ・平成 26 年 8 月 28 日（木）：平成 26 年度第 2 回松山市子ども・子育て会議（全体会）
平成 26 年度第 3 回松山市子ども・子育て会議（地域子育て部会）
平成 26 年度第 4 回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）
- ・平成 26 年 9 月 12 日（金）：平成 26 年度第 3 回松山市子ども・子育て会議（全体会）
- ・平成 26 年 11 月 4 日（火）
～平成 26 年 12 月 3 日（水）：松山市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント
- ・平成 27 年 2 月 2 日（月）：平成 26 年度第 4 回松山市子ども・子育て会議（全体会）
平成 26 年度第 5 回松山市子ども・子育て会議（教育・保育部会）

○基本方針での基本施策と取り組み・事業一覧（対象・対象年齢別）

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】	【4-3】	【4-4】
妊婦	妊婦一般健康診査事業		○				○							
妊娠16週～35週の初妊婦	はじめてのママのための教室						○				○			
妊娠20週～35週の初妊婦と夫	はじめてのパパ・ママのための教室						○				○			
妊婦～生後8か月児までの保護者	モグモグ離乳食講座							○						
妊産婦とその夫	パパ・ママ救命講習						○							
妊娠期～小学校就学前	利用者支援事業		○											
	私立幼稚園の情報提供											○		
生後2～90か月（ワクチンにより異なる）	予防接種						○							
3～4か月及び9～10か月の乳児	乳児一般健康診査						○							
生後4か月未満の乳児のいる家庭	乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問）		○				○							
原則として、0歳～満3歳未満	家庭的保育	○												
	小規模保育	○												
	居宅訪問型保育	○												
0歳～小学校就学前	事業所内保育	○												
	認定こども園	○												
	保育所	○												
	一時預かり事業		○	○										
	延長保育事業		○											
	休日保育事業			○										
	夜間保育事業			○										
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		○											
	子育てサロンの運営		○											
	保育教諭及び保育士の研修事業			○								○		
	公立保育所の民間委託			○										
	地域保育所(認可外保育施設)施設運営補助事業			○										
	認証保育所制度の運用			○										
	事業所内保育施設の設置推進			○										
	保育園庭芝生化事業			○									○	
	在園児・保護者に対する食育事業								○					
	危機管理マニュアルの作成(公立保育所)												○	
	幼稚園庭芝生化事業												○	
	認定こども園、幼稚園、保育所での障がい児保育の充実													
	児童発達支援センターひまわり園運営等事業													
0歳～小学校就学前までの子どもを持つ保護者	地域の子育て家庭に対する食育事業							○						
0歳～小学校就学前の子どもを持つ保護者	小児救急医療の適正受診に向けた啓発事業									○				
0歳～小学3年生	病児・病後児保育事業		○											
0歳～中学生	小児の一次救急医療の確保									○				
	小児救急医療体制の整備									○				
	防犯カメラの設置													
	警察直通の非常通報装置の設置													
0歳～小学校就学前の子どもとその保護者	地域子育て支援拠点事業		○											○
	親子ふれあいコミュニティ広場事業					○					○		○	
0歳～18歳	養育支援訪問事業及びその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業		○											
	子育て支援総合コーディネート事業		○										○	
	子ども総合相談		○										○	
	児童館等管理運営事業				○									
	育児相談事業				○									
	要保護児童対策事業													

主な対象時期	事業名	〔5-1〕	〔5-2〕	〔5-3〕	〔5-4〕	〔5-5〕	〔6-1〕	〔6-2〕	〔7-1〕	〔7-2〕	〔7-3〕	〔8-1〕	〔8-2〕	〔8-3〕	〔9-1〕
妊婦	妊婦一般健康診査事業														
妊娠16週～35週の初妊婦	はじめてのママのための教室														
妊娠20週～35週の初妊婦と夫	はじめてのパパ・ママのための教室														
妊婦～生後8か月児までの保護者	モグモグ離乳食講座														
妊産婦とその夫	パパ・ママ救命講習														
妊娠期～小学校就学前	利用者支援事業														
	私立幼稚園の情報提供														
生後2～90か月(ワクチンにより異なる)	予防接種														
3～4か月及び9～10か月の乳児	乳児一般健康診査														
生後4か月未満の乳児がいる家庭	乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)														
原則として、0歳～満3歳未満	家庭的保育							○							
	小規模保育							○							
	居宅訪問型保育							○							
	事業所内保育							○							
0歳～小学校就学前	認定こども園							○							
	保育所							○							
	一時預かり事業														
	延長保育事業														
	休日保育事業														
	夜間保育事業														
	実費徴収に係る補足給付を行う事業														
	子育てサロンの運営														
	保育教諭及び保育士の研修事業														
	公立保育所の民間委託														
	地域保育所(認可外保育施設)														
	施設運営補助事業														
	認証保育所制度の運用														
	事業所内保育施設の設置推進							○							
	保育園庭芝生化事業														
	在園児・保護者に対する食育事業														
	危機管理マニュアルの作成(公立保育所)									○					
	幼稚園庭芝生化事業														
	認定こども園、幼稚園、保育所での障がい児保育の充実														○
児童発達支援センターひまわり園運営等事業														○	
0歳～小学校就学前までの子どもを持つ保護者	地域の子育て家庭に対する食育事業														
0歳～小学校就学前の子どもを持つ保護者	小児救急医療の適正受診に向けた啓発事業														
0歳～小学3年生	病児・病後児保育事業														
0歳～中学生	小児の一次救急医療の確保														
	小児救急医療体制の整備														
	防犯カメラの設置									○					
	警察直通の非常通報装置の設置									○					
0歳～小学校就学前の子どもとその保護者	地域子育て支援拠点事業														
	親子ふれあいコミュニティ広場事業														
0歳～18歳	養育支援訪問事業及びその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業												○		
	子育て支援総合コーディネート事業														
	子ども総合相談													○	
	児童館等管理運営事業														
	育児相談事業														
	要保護児童対策事業											○			

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】	【4-3】	【4-4】
生後6か月の乳児～小学生	ファミリー・サポートセンター事業(育児)		○											
ファミサポ:6か月から小学生の子どもがいる保護者 シルバー人材:1歳から小学3年生までの子どもがいる保護者	子育て支援サービス利用料の助成		○											
1歳未満	乳児保育事業			○										
1歳未満の乳児とその保護者	赤ちゃん相談						○							
1歳～小学校就学前	庁内託児室「キッズルーム」の設置													
1歳6か月～2歳未満	1歳6か月児健診						○							
満3歳～小学校就学前	幼稚園	○												
3歳～4歳未満	3歳児健診						○							
3歳～小学校就学前	私立幼稚園就園奨励費補助事業													
3歳～中学生	特色ある学校づくり事業											○		
	危機管理マニュアルの作成(幼稚園・学校)											○		
	幼保小中連携推進事業											○		
	特別支援教育事業											○		
市立幼稚園児、小・中学生	学校給食での食育推進事業							○						
教育・保育従事者等	松山市幼児教育研修会											○		
幼児教育関係者等	松山市幼児教育連絡協議会											○		
幼稚園、保育所、小・中学校教職員	命を守る！防災士養成事業													
【入院・通院】10歳～小学校就学前	子ども医療助成事業													
【入院】小学生	子ども医療助成事業													
小学生以下	幼年少年消防クラブ育成事務				○									
概ね小学生以下	地域活動クラブ事業					○								
乳幼児を持つ保護者	乳幼児を持つ親のための救命講習						○							
小学生	児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)		○		○									
	放課後子ども教室運営事業				○								○	
	児童クラブの障がい児受入れ促進													
主に小学生	いきがい交流センターしみず管理運営事業					○								
小・中学生	学習アシスタント活用支援事業											○		
	通学区域の弾力的運用											○		
	小規模校等学校間交流等支援事業											○		
	障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業											○		
	いじめ対策総合推進事業(いのちを守る相談事業)											○		
	生徒指導上の諸問題研究委員会											○		
	通学路等校区内危険箇所の交通等安全対策													
	就学援助費支給事業													
児童生徒をまもり育てる日														
小・中学生とその保護者	親子ふれあい事業				○						○		○	
小・中学生の保護者	夏休み親子消費者教室												○	
小・中学生の保護者	PTA活動推進事業												○	
小・中学校教職員	教職員研修事業											○		
	教育情報ネットワーク事業													○
	教職員を対象とした防犯教室の開催													
	応急手当普及員の養成													
思春期の児童・生徒及び保護者等	思春期健康教育							○						
小学生を除く12歳以上35歳未満	青少年センター施設管理事業				○									
中学生まで(15歳到達後の最初の年度末までの児童)	児童手当支給事業													
概ね15歳まで	子どもの安心安全対策事業													
18歳未満	不登校対策総合推進事業				○									
	問題行動等対策事業				○									
	地域優良賃貸住宅(一般型)													
	少年補導事務管理事業													
	障がい児の支援事業													
	居宅介護・移動支援事業													
	障がい児等療育等支援事業													
障がい児通所支援事業														
短期入所・日中一時支援事業														

主な対象時期	事業名	(5-1)	(5-2)	(5-3)	(5-4)	(5-5)	(6-1)	(6-2)	(7-1)	(7-2)	(7-3)	(8-1)	(8-2)	(8-3)	(9-1)
生後6か月の乳児～小学生	ファミリー・サポートセンター事業(育児)							○							
ファミサポ:6か月から小学生の子どもがいる保護者 シルバー人材:1歳から小学3年生までの子どもがいる保護者	子育て支援サービス利用料の助成							○					○		○
1歳未満	乳児保育事業														
1歳未満の乳児とその保護者	赤ちゃん相談														
1歳～小学校就学前	庁内託児室「キッズルーム」の設置				○										
1歳6か月～2歳未満	1歳6か月児健診														
満3歳～小学校就学前	幼稚園							○							
3歳～4歳未満	3歳児健診														
3歳～小学校就学前	私立幼稚園就園奨励費補助事業														○
3歳～中学生	特色ある学校づくり事業														
	危機管理マニュアルの作成(幼稚園・学校)								○	○					
	幼保小中連携推進事業														
	特別支援教育事業														○
市立幼稚園児、小・中学生	学校給食での食育推進事業														
教育・保育従事者等	松山市幼児教育研修会														
幼児教育関係者等	松山市幼児教育連絡協議会														
幼稚園、保育所、小・中学校教職員	命を守る！防災士養成事業										○				
【入院・通院】0歳～小学校就学前	子ども医療助成事業														○
小学生以下	幼年少年消防クラブ育成事務														
概ね小学生以下	地域活動クラブ事業														
乳幼児を持つ保護者	乳幼児を持つ親のための救命講習														
小学生	児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)							○							
	放課後子ども教室運営事業														
	児童クラブの障がい児受入れ促進														○
主に小学生	いきがい交流センターしみず管理運営事業														
小・中学生	学習アシスタント活用支援事業														
	通学区域の弾力的運用														
	小規模校等学校間交流等支援事業														
	障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業														○
	いじめ対策総合推進事業(いのちを守る相談事業)														
	生徒指導上の諸問題研究委員会														
	通学路等校区内危険箇所の交通等安全対策					○									
	就学援助費支給事業														○
小・中学生とその保護者	親子ふれあい事業														
小・中学生の保護者	夏休み親子消費者教室														
小・中学校教職員	PTA活動推進事業														
	教職員研修事業														
	教育情報ネットワーク事業														
	教職員を対象とした防犯教室の開催									○					
思春期の児童・生徒及び保護者等	応急手当普及員の養成										○				
思春期健康教育															
小学生を除く12歳以上35歳未満	青少年センター施設管理事業														
中学生まで(15歳到達後の最初の年度末までの児童)	児童手当支給事業														○
概ね15歳まで	子どもの安心安全対策事業										○				
18歳未満	不登校対策総合推進事業														
	問題行動等対策事業														
	地域優良賃貸住宅(一般型)	○													
	少年補導事務管理事業										○				
	障がいの支援事業														○
	居宅介護・移動支援事業														○
	障がい児等療育等支援事業														○
	障がい児通所支援事業														○
短期入所・日中一時支援事業														○	

主な対象時期	事業名	【1-1】	【2-1】	【2-2】	【2-3】	【2-4】	【3-1】	【3-2】	【3-3】	【3-4】	【4-1】	【4-2】	【4-3】	【4-4】	
18歳未満の子どもを持つ母子家庭	母子生活支援施設の整備事業														
18歳未満の子ども及び緊急一時保護の母子	子育て短期支援事業		○												
18歳到達後最初の年度末までの児童	児童扶養手当支給事業														
20歳未満	特別児童扶養手当の支給														
	障害児福祉手当の支給														
	松山市重度心身障害児福祉年金														
概ね20歳までの子どもと子育て家庭	子育て情報の周知		○												
ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性	家庭・子育て相談室		○												
20歳未満の児童とひとり親	ひとり親家庭医療助成事業														
20歳未満の児童を持つひとり親	ひとり親家庭等自立支援給付金														
全年齢の男性	男性セミナー												○		
全年齢	公民館元気活力支援事業				○									○	
	野外活動センター運営事業				○										
	子ども育成事務事業(子ども育成条例関係)				○										
	おはなし会事業				○										
	まちの食育講座							○							
	栄養相談事業							○							
	子どもの食物アレルギー講座							○							
	消防救急体制の充実									○					
	男女共同参画事業										○				
	男女共同参画に関するパンフレット配布										○				
	市営団地の整備														
	公営住宅建替事業														
	安全歩行空間整備事業														
	松山駅周辺整備事業														
	庁舎のバリアフリー化														
	都市公園のバリアフリー化														
	公園の照明灯などの防犯設備整備と適切な管理														
	防犯灯設置助成事業														
	放置自転車対策の実施による歩行者環境の安全確保														
	交通安全母の会を中心とした各種交通安全活動への参画														
	地区交通指導員による指導・啓発														
	交通ルール遵守の啓発														
	MACネットCSC(子ども安心安全情報配信システム)														
	重度心身障害者医療費助成事業														
	全年齢(児童遊園地は概ね小学生低学年まで)	児童遊園地・公園整備事業				○									
	ひとり親家庭等	松山市テレワーク業務創出・育成事業													
	ひとり親家庭等	ひとり親家庭等日常生活支援事業													
ひとり親家庭等自立促進対策事業															
育児休業取得者	母子父子寡婦福祉資金の貸付														
育児休業中の育児支援	育児休業中の育児支援														
求職者等	多様化する就業ニーズに対する支援														
該当要件に合致した夫婦	不妊治療費助成事業						○								
商店街関係団体	商店街空洞化対策事業					○									
保育等事業への新規参入者	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		○												
企業	企業への意識啓発														
	能力開発や適応訓練などの人材育成支援														

主な対象時期	事業名	【5-1】	【5-2】	【5-3】	【5-4】	【5-5】	【6-1】	【6-2】	【7-1】	【7-2】	【7-3】	【8-1】	【8-2】	【8-3】	【9-1】
18歳未満の子どもを持つ母子家庭	母子生活支援施設の整備事業												○		
18歳未満の子ども及び緊急一時保護の母子	子育て短期支援事業												○		
18歳到達後最初の年度末までの児童	児童扶養手当支給事業														○
20歳未満	特別児童扶養手当の支給														○
	障害児福祉手当の支給														○
	松山市重度心身障害児童福祉年金														○
															○
概ね20歳までの子どもと子育て家庭	子育て情報の周知														
ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性	家庭・子育て相談室											○			
20歳未満の児童とひとり親	ひとり親家庭医療助成事業														○
20歳未満の児童を持つひとり親	ひとり親家庭等自立支援給付金														○
全年齢の男性	男性セミナー														
全年齢	公民館元気活力支援事業														
	野外活動センター運営事業														
	子ども育成事務事業(子ども育成条例関係)														
	おはなし会事業														
	まちの食育講座														
	栄養相談事業														
	子どもの食物アレルギー講座														
	消防救急体制の充実														
	男女共同参画事業						○	○							
	男女共同参画に関するパンフレット配布						○	○							
	市営団地の整備	○													
	公営住宅建替事業		○												
	安全歩行空間整備事業			○											
	松山駅周辺整備事業			○											
	庁舎のバリアフリー化				○										
	都市公園のバリアフリー化				○										
	公園の照明灯などの防犯設備整備と適切な管理						○								
	防犯灯設置助成事業						○								
	放置自転車対策の実施による歩行者環境の安全確保						○								
	交通安全母の会を中心とした各種交通安全活動への参画								○						
	地区交通指導員による指導・啓発								○						
	交通ルール遵守の啓発								○						
	MACネットCSC(子ども安心安全情報配信システム)									○					
重度心身障害者医療費助成事業														○	
全年齢(児童遊園地は概ね小学生低学年まで)	児童遊園地・公園整備事業					○									
ひとり親家庭等	松山市テレワーク業務創出・育成事業							○					○		
ひとり親家庭等	ひとり親家庭等日常生活支援事業												○		
	ひとり親家庭等自立促進対策事業												○		
育児休業取得者	母子父子寡婦福祉資金の貸付														○
育児休業中の子育て支援	育児休業中の育児支援							○							
求職者等	多様化する就業ニーズに対する支援						○								
該当要件に合致した夫婦	不妊治療費助成事業														
商店街関係団体	商店街空洞化対策事業														
保育等事業への新規参入者	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業														
企業	企業への意識啓発						○								
	能力開発や適応訓練などの人材育成支援						○								